

群馬自治

1

平成27年

No.343

月号

群馬県町村会・群馬県町村議会議長会／発行・編集人 梅村 透／〒371-0846 前橋市元総社町335-8 ☎027-290-1352



夜明け

新井幸人氏の尾瀬シリーズ▶ 55

特集

地方創生の推進—人口減少に立ち向かう

大森 彌

町村トップ通信

吉岡町／石関 昭 町長

議会から一燈

大泉町／森 昌彦 群馬県町村議会議長会理事

おすすめの一冊⑥ 「里山を食いものにしよう」

キャベツいろいろ 嬬恋村

大変うれしい言葉でした。

嬬恋村のキャベツシリーズはまだまだあって「キャベツ畑の中心で妻に愛を叫ぶ（通称キャベチュー）」はキャベツ畑に囲まれた愛妻の丘で愛を叫ぶイベント。「嬬恋村キャベツラリー」はクイズを解きながら嬬恋村の穴場をドライブするイベント。「嬬キャベちゃん」はキャベツをモチーフにした嬬恋村のイメージキャラクター。観光大使は「キャベツ大使」。「嬬恋餃子スタンプラリー」はキャベツを使った餃子を提供する飲食店を食歩くものです。個人の事業所では「キャベチューコロッケ」や「キャベツクッキー」、ミニチュア出荷箱に入った「キャベツ消しゴム」など嬬恋村の特産品キャベツを生かした商品を生み出しています。

嬬恋村内外でさまざまな「キャベツ」に関わる人がみなさん温かく、嬬恋村を想い活動してくださることに感謝し、観光行政に生かしていきたいと思っています。

（嬬恋村 小林さつき）



「共助」の地域社会を守るために

群馬県町村会長
(神流町長)

宮 前 徹十郎

謹賀新年

平成二十七年元旦

【群馬県町村会】

会 長 宮 前 徹十郎
(神流町長)

副会長 貫 井 孝 道
(玉村町長)

〃 恩 田 久
(明和町長)

理 事 石 関 昭
(吉岡町長)

〃 茂 原 莊 一
(甘楽町長)

〃 熊 川 栄
(嬭恋村長)

〃 中 澤 恒 喜
(東吾妻町長)

〃 千 明 金 造
(片品村長)

〃 関 清
(川場村長)

〃 金 子 正 一
(邑楽町長)

監 事 金 井 康 行
(下仁田町長)

〃 大 谷 直 之
(千代田町長)

事務局長 梅 村 透
(外職員一同)

新年明けましておめでとうございます。皆様には、希望に満ちた輝かしい新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

さて、昨年は二月の大雪に始まり、広島での土砂災害、御嶽山の噴火、台風の相次ぐ上陸、十一月には長野県北部を震源とする震度六弱の大きな地震が発生するなど、日本各地で多くの災害が起こりました。東日本大震災以降も多発する自然災害に、常に住民の安全・安心を確保しなければならぬ使命を負っている私共行政に携わる者は、心安まる時がありませんでした。

そんな中で、十一月に起きた長野県神城断層地震では、家屋の倒壊や負傷された方々など、大きな被害がありました。これだけ大きな地震であったのに亡くなられた方がいなかったことに安堵いたしました。後日報道された内容から、これは単に不幸中の幸いではないというこ

とに気づかされました。

大きな被害があった白馬村では、各地区の区長を頂点としたピラミッド型の安全確認システムが構築されており、今回も高齢者らの安全確認に役立つたこととです。区長の下には「伍長（ごちょう）」と呼ばれる補佐役が数人いて、それぞれの担当地区で安全確認をし、区長に報告する仕組みができており、住民は、自分の携帯電話番号が変わった時などには必ず区長らに連絡していたのだそうです。こうした住民同士の強い絆があるからこそ、地震直後も、下敷きになった住民を別の住民が救出しようと協力している場面が多々見受けられたとのこと、地域の「共助」が被害拡大を防ぎ、死亡者ゼロへと結びついていったのではないのでしょうか。

防災において、何よりも重要なことは、日頃の備えであると思います。瞬時の判断が生死を分けることも、これまでの経験

から数多く学んできました。いざという時の行動は、年に一度の防災訓練だけでは十分に培うことはできません。こうした隣近所の普段からのつながりが、今回の危機に効果を発揮したと言えます。

人口減少により、将来、消滅する自治体が多数出るとした民間研究機関の試算が発表され、少子化傾向にある日本の人口が減少していくことは承知しつつも、自治体消滅という扇情的な響きに驚きを禁じ得ませんでした。しかし、近年、農村の潜在的な価値を再評価し、活用しようという動きも高まっており、ＩターンやＪターンが起こっていることも事実です。また、出生率は農村の方が総じて高く、震災以降、家族の絆を大切にする人々が増えており、三世代同居のように多世代家族の方が子

沢山の傾向にあるようです。人口が減少していくからこそ、地域住民のつながりがさら

に重要になり、家族と地域社会がいつしよになって子どもを育てていく環境が、今の日本には必要であると思います。「共助」や住民自治を軽視した道州制推進の動きが今なおある中、平成の大合併で合併した市の周辺部の状況をしっかりと見つめ直さなければなりません。そうした集落の崩壊を招く施策がいかにも誤りであったか、「共助」の希薄な規模の大きい人為的な基礎自治体しか残らない日本になってからでは悔やんでも悔やみきれません。何としても「共助」の地域社会を守っていくために、今後とも道州制に断固反対して参りますので、各町村のご協力をお願いいたします。

町村が直面する課題は山積しておりますが、本年がそれぞれの町村にとって良い年であり、各町村が益々発展されることを祈念いたしまして、新年に当たってのごあいさつとさせていただきます。



地方創生に向け議会から政策提言を

群馬県町村議会議長会長
(神流町議会議長)

田村 利 男

明けましておめでとうございます。皆様におかれましてはつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、東日本大震災から早や四年が経過しようとしています。被災地の復興については未だに深刻な状況が続いています。引き続き全国の自治体が協力して支援に取り組まねばなりませんし、この東日本大震災に対する思いや教訓は絶対に風化させてはなりません。

さらに、昨年は、記録的な大

雪や台風、集中豪雨それに伴う

土砂災害、洪水被害、また御嶽

山の噴火といった度重なる自然

災害により、我が国の広範囲で

甚大な被害を受けました。一刻

も早い復旧・復興及び今後の防

災・減災対策の充実を改めて願

うものであります。

ところで、昨年五月に「増田

レポート」が発表されて以降、

市町村の存続をめぐって、すべ

てを肯定できない雰囲気を作ら

れつつあります。

全国の町村は、安心・安全な

食料、水、空気を都会の人々へ

供給し、国土を保全しています。

一部の町村を切り捨てるような

「選択と集中」政策は、決して

あつてはならないことです。

この人口減少社会を克服する

ための中長期的政策について

は、出産祝い金の給付、医療費

や給食費無料などの市町村間の

「住民獲得競争」ではなく、国

都道府県、市町村の役割分担を

整理しなければなりません。市

町村から都道府県や国へ事務を

移譲すべきものもあります。

政府は、「まち・ひと・しごと

と創生本部」を設置し、地方の

人口減少に歯止めをかけるた

め、「地方創生法」を先の国会

へ提出し、成立させました。地

方創生の主役は各市町村であ

り、我々町村議会も、真正面か

らこの課題に立ち向かい、個性

豊かな各町村の魅力をさらに高

めるため、積極的に政策提言を

行っていく必要があります。

なお、行政と住民の距離を広

げ、住民自治の衰退を招くこと

から、全国の町村がかねてから

断固反対し続けている「道州制

については、地方分権とは似て

非なるものでありますので、今

後も断固として導入反対を求め

ていきます。

私は、昨年八月に会長に就任

し約五ヶ月が経ち、会長として

初めて新年を迎えたわけです

が、この間、不慣れな私を支え

てくださった皆様に厚く御礼申

し上げます。引き続き本年も、

県内町村議会のため微力ながら

全精力を傾注する所存ですの

で、議長並びに議員各位のご支

援、ご協力を引き続きよろしく

お願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご多

幸をご祈念申し上げ、新年のご

あいさついたします。

謹賀新年

平成二十七年元旦

【群馬県町村議会議長会】

会 長 田村 利男

副会長 柳 沢 浩一

理 事 近 藤 保

佐 藤 公 夫

平 形 富 一 天

森 昌 彦

宮 崎 公 雄

本 間 恵 治

梅 村 透

外 職 員 一 同

事務局長

監 事

森 昌 彦

宮 崎 公 雄

本 間 恵 治

梅 村 透

外 職 員 一 同

事務局長

監 事

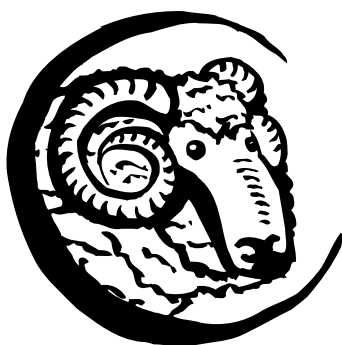
森 昌 彦

宮 崎 公 雄

本 間 恵 治

梅 村 透

外 職 員 一 同



町村トップ通信



はじめに

吉岡町は、面積二〇・五平方キロメートルと県内でも三番目に小さい町です。人口減少が続く自治体が多い中であって、町の人口は増加の一途をたどっており、現在では二万人を超え、その傾向はしばらく続くと予測されています。

これは、今まで「住み良い町、住んで良かった町」を目指して進めてきた施策が、多くの皆さんに評価された結果だとすれば素晴らしいことです。



整備される道路網～エネルギーパークを臨む～

「キラリ、よしおか」 ―住みたくなるまちに―

吉岡町長 石 関 昭

美しい赤城・榛名の山並みが望め、のどかな田園風景が残る緑豊かな町は、吉岡バイパスや利根川に架かる上毛大橋の開通を契機に、大型商業施設をはじめ幹線道路沿いの開発が一気に加速しました。沿道利用型施設の立地は、これからも盛んになるでしょう。

また、道路網の整備も進み、前橋・高崎の近郊都市としての利便性が飛躍的に向上しました。吉岡町の将来に魅力を感じて、移り住む人が益々増えてほしいと思っています。

高速道路網からの玄関口

関越自動車道駒寄スマートインターチェンジ(以下「SIC」)の利用台数は、全国第二位です。現在、小型車限定のSICのため、町では前橋市とタッグを組み大型車対応化に向けて取り組んでいます。また、SICへのアクセス道路の整備も着々と進められています。平成二十九年度の完成予定にあわせて、周辺地区の土地利用が大きく変わることに間違いありません。

防災公園の整備

眺望が素晴らしい小高い丘に、町民の憩いの場となる南下城山防災公園の整備を進めています。歴史的にも優れているこの場所は、災害発生時の拠点として、平成三十年度の完成が待たれるところです。

子育て支援

町では、『子どもを育てるなら、吉岡町』を合言葉に、待機児童の解消や県内でいち早く中学生までの医療費無料化を実施



大樹町でのカヌー体験！

するなどさまざまな支援事業を展開してきました。

増加する児童数に対応し、駒寄小学校の特別教室棟増築、児童クラブの新設、学校給食費助成の増額を行いました。

また、友好都市である北海道大樹町との子ども交流事業は、多感な時期である小学生にとって、夏の北海道の広大な大自然の中で、カヌーなどの体験学習は将来に夢をふくらませることと期待しています。

「よしおか健康No.1」プロジェクト
一人ひとりが体を動かし、また健康に関心を持って、運動と食生活を考えるプロジェクトです。

各自治会の健康づくり推進委員を中心に「元気で長生き」を目指して、朝のウォーキングやラジオ体操会、グラウンドゴルフ、ハイキングなど地域で工夫した事業に取り組んでいます。

「よしおか再発見」ウォーク

何気なく生活していると気づかない名所・旧跡を訪ねて歩き、「町の良いところを多くの人に知ってほしい」とはじめた企画です。

名瀑船尾滝や国内最古の民間の蚕書である「蚕養育手鑑」著者の馬場重久の墓、自然エネルギーパーク、全国でも貴重な八

角形の三津屋古墳、おいしい小倉ぶどう郷などさまざまな観光資源があります。

これらと掘り起こした地域資源を結んだ再発見ウォークは、町を知る格好の機会になっています。



「よしおか再発見」ウォーク

結びに

自治会主催の夏祭りなどいろいろな行事が、各地域で開催されています。

以前から町に住む人と新しく町に移り住んだ人との、うまくとけあつて地域コミュニティの形成ができています。世代間交流や町民と行政の「協働するまちづくり」を推進し、「住みたい町」に吉岡町を選んでくれた人たちの期待に応えていかなければならないと強く感じています。



地方創生の推進

人口減少に立ち向かう

東京大学名誉教授 大森 彌

全国町村会は、二〇一四年九月十六日に「人口減少対策に関する有識者懇談会」を設置した。

これは、国による「まち・ひと・しごと創生」に関する新たな政策の展開が予想されることから、人口減少について様々な角度から検討を行い、町村における対応策および国の政策のあり方を探るためであった。懇談会は、同十一月五日に「地方創生の推進に向けて」を取り急ぎまとめて全国町村会長に提出した。これを踏まえて十一月十九日の全国町村長大会は「地方創生の推進に関する特別決議」を採択している。筆者は「有識者懇談会」の座長を務めたが、その報告書は参照していただくことにし、ここではあまり触れられなかった点について述べてみたい。

道州制の扱い

全国町村会と全国町村議会議

長会は道州制導入に一貫して強く反対してきた。自民党道州制推進本部の「道州制推進基本法案（骨子案）」は、町村の反対、自民党内の合意不調などで国会提出に至らなかった。どうなっているのか。内閣総理大臣は、大臣任命に際し、各大臣が分担する政策をどんな視点で取り組むべきかを示す「指示書」を手渡す。地方創生・内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域担当）の石破大臣への「指示書」では「元気で豊かな地方の創生のため、……総合的な施策を立案し実施する」とし、その七項目の中に、「道州制基本法」の早期成立を図り、その制定後五年以内の道州制導入を目指す。道州制導入までの間は、国・都道府県・市町村の役割分担を整理し、住民に一番身近な基礎自治体（市町村）の機能強化を図る」とある。道州制基本法案を国会に提出しようという意向は変わっていない。

もともと、地方創生の推進策は、国だけでなく地方も一体となった総合的な地域活性化を検討・実施するとされており、これは自治体による地域政策の着実な積み上げと効果的な国の支援策がなければ実現しない。道州制の推進がまた表面化すれば反対の動きも台頭し、地方創生の推進力がそがれてしまう可能性が高くなるから、慎重な運びにならざるをえないと考えられる。

本部長は今村雅弘氏から佐田玄一郎氏へ代わった。佐田氏は、本部長就任当初、「道州制推進基本法案」を棚上げにし、国の地方支分部局を存置させ、それと複数都道府県が連携する「強い広域連合」を構築するなど、従来の方針を修正する考えを表明した。しかし、本部役員会では異論も出て、「道州制の旗は降ろさない」「それに至る様々な方法を今後考えていく」ということで意見集約を見たという。どう展開するか不透明である。町村としては、これまでの構えを維持しつつ、新たな展開に対して素早く対応して行く必要がある。

急浮上した人口減少対策論

国は、二〇一四年六月に閣議決定した「骨太の方針」で、五十年後に一億人の人口を安定的に維持することを目標に掲げた。第二次安倍改造内閣は「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、人口減少抑制と地域活性化を目指す「まち・ひと・しごと創生法案」と地域支援策の申請窓口を一本化する「地域再生法改正案」を国会に提出、十一月二十一日に成立した。「地方創生」が内政の最重要課題に位置付けられ、人口減少克服に向け、国と地方が丸となった対策を講じていくことになった。

人口急減の問題に対する政府の政策展開を促し、広く自治体関係者の関心を一挙に喚起したのは、元総務大臣の増田寛也氏を中心にまとめた、いわゆる「増田レポート」であった。どのような分析をしたか。将来の人

口減少動向は三つのプロセスを経て、高齢者すら多くの地域で減少していくという。第一段階では老年人口増加・生産年齢・年少人口減少、第二段階では老年人口維持・微減・生産年齢・年少人口減少、第三段階では老年人口減少・生産年齢・年少人口減少・恒常的に老年人口でさえ減少する本格的な人口減少時代を迎える。大都市や中核市は第一段階にあるのに対して、地方では既に第二段階、さらには第三段階に差し掛かっている地域もある。地方での高齢者人口が減少するため、医療・介護サービスが過剰気味となり、雇用吸収力が減少することで、人材が大量に後期高齢者の絶対数が急増する東京圏へ流出する可能性が高い。二〇四〇年までには、いくら出生率を引き上げても、若年女性減少によるマイナス効果が増え、人口減少が止まらず、「消滅可能性」が高いと言わざるを得ないという。大都市への人口移動が収束しない場合、二〇一〇年と比べ二〇四〇年に若年女性（二十・三十九歳）が五割以上減少する八百九十六自治体を「消滅可能性都市」とし、そのうち二〇

四〇年に人口が一人を切る自治体五百二十三は「消滅可能性が高い」とし、その自治体名がわかる一覧表を示した。

自治体消滅とは

論理的には、ある自治体の人口が限りなくゼロに近づけば、自治体は存立しなくなる。しかし、自治体は法人であるから、自然に消滅することはない。地方自治法は「地方公共団体は、法人とする」と規定し、法人としての自治体の任務遂行責任を法人の機関（議事機関である議会と執行機関である首長等）に負わせている。この地方公共団体を消滅させるには人為的な手続が必要である。市町村が消滅するとは、関係市町村が自ら法人であることを放棄する場合で、法人としての任務の遂行を首長・議会と住民が断念するところである。

事実、わが国では、明治以来、市町村合併が進められ、おびただしい数の市町村が法人格を失い消滅している。「平成の大合併」で消滅した町村数は千六百余にも及んだではないか。合併によって法人格が失われれば、

その首長や議会議員は失職するし名称も消滅する。「増田レポート」は、市町村合併による自治体消滅には言及していない。急激な人口減少（社会減と自然減の同時進行）によって市町村の存立基盤が危機に瀕すること警鐘を鳴らした。しかし、この警鐘の受け取り方には注意が必要なのです。

単に未来のことを記述しているように思われる予想・予測が、現在の人びとの行動に影響を与え、その結果、その予想・予測が現実化してしまうことを、ロバート・K・マートンという米国の社会学者は「自己実現的予言」と呼んだ。日本の諺では「嘘から出たまこと」と言う。市町村の最小人口規模など決まっていなくてもかわらず、若年女性の半減で自治体消滅の可能性が高まるというのであるが、住民人口が減少すればするほど市町村の存在理由は増すから消滅など起こらない。起こるとすれば、自治体消滅という最悪の事態を想定したがゆえに、人びとの気持ちが萎えてしまい、そのすきに乘じて「撤退」を不可避だと思わせ、人為的に市町村を消滅させようとする動きが出て、当の市町村がそれに抗する気持ちを失ってしまう場合である。自然条件や社会・経済的条件が厳しい地域であればこそ、自主・自律の気概で、それを乗り越えようとする首長・議会・地域住民の強い意思があれば、市町村が消滅することはない。

「地方創生」の推進

二〇〇八年の一億二千八百八万人をピークに総人口は減少し始めた。国立社会保障・人口問題研究所の二〇二二年一月の推計では、総人口は、二〇三〇年（中位推計）に一億一千六百六十二万人、二〇五〇年に九千七百八十八万人、二二〇〇年に四千九百五十九万人になるという。総人口が百年前の明治末期頃の規模に戻っていく。周産期及び新生児の死亡率の著しい低下を背景とし、未婚率の上昇、晩婚化の進行、出生児数の減少傾向により、相当程度の人口減少は必至である。急減していくことが危機だと捉えられ、人口減少に歯止めをかける政策が強調されることになった。

一九八八（昭和六十三）年に、

竹下登総理が内政の最重要課題として掲げた「ふるさと創生」が「創生」の字を使っていた。ふるさと創生一億円事業（「自ら考え自ら行う地域づくり事業」）は短命に終わったが、分権の匂いがした地域政策ではあった。あれから四半世紀を経て再び「地方創生」が国の施策として打ち出された。しかし、このたびは人口減少への対応が強く意識されている。日本全体で人口急減を緩和させるには、どこよりも、最も出生率が低い東京のあり方が問われなければならない。巨大都市東京に住む二十〜三十歳代の若者が安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境条件を一刻も早く整備すべきである。

既に超高齢社会が到来し、人口流出が止まらない市町村では、必死になって若者の定住、移住者の受け入れ、六次産業化、空き家対策、都市・農山村交流・対流、・育児支援などの手を打っている。これらは一般財源の措置を必要とする「実需」となっている。すでに始まった人口減少を止め、反転させることは並大抵のことではない。一定程度の減少を覚悟するにして

も、あらゆる方策を講じて人口の急減を緩和させることは、自治体にとっても待ったなしの政策課題である。

日本の国籍法は、出生による国籍の取得に関して、「子は、出生の時に父又は母が日本国民であるとき」など血統主義をとっている。日本社会は、基本的に日本人である両親から生まれた子どもが次世代を成していく社会であるということができ

る。しかも、日本では出産は結婚と強く結びついている。結婚すれば、平均して子どもを二人は産んでいる。決め手はなるべく早めの結婚の成否です。人口減少に歯止めをかけるには若い世代が安心して結婚・妊娠・出産・育児・子育てができるような施策を国と地方が一丸となって展開する以外にはない。結婚・出産は個人の決定に基づくがゆえに、その意義を繰り返し

説く必要がある。人口急減に歯止めをかけるには、粘り強い、着実な努力の積み重ねが必要である。どうせうまくいくはずはないといった冷淡な見方もある中で、全国の町村は、人口急減に立ち向かう長い闘いを自ら選び取り、地域の暮らしと自治を守り通していく堅固な意志と覚悟を問われている。

プロフィール

東京大学名誉教授 **大森 彌**（おおもり わたる）

- 専門分野 行政学・地方自治論
- 1940年東京都生まれ。
1969年東京大学大学院博士課程修了（法学博士）。
東京大学教養学部教授、学部長を経て、2000年千葉大学法経学部教授に。
2005年定年退職。
- 地方分権推進委員会くらしづくり部会長を務め、分権改革に尽力。
社会保障審議会会長・介護給付費分科会長を務めた。
- 現在、地域活性化センター全国地域リーダー養成塾塾長、NPO地域ケア政策ネットワーク代表理事、長野県参与等。
- 全国町村会提言書の原因作成にかかわる。
 - ・「21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか」（H13.7）
 - ・「いま町村は訴える」（H14.11）
 - ・「町村の訴え」（H15.2）
 - ・「町村からの提言」（H15.12）
 - ・「町村自治の発展を支える財政制度の構築に向けて」（H16.12）
 - ・「地方分権の確立と町村行財政基盤の強化をはかり、住民一人ひとりが誇りと愛着を持ち、生きがいを実感できる魅力ある町村の実現を目指して」（H17.11）
 - ・「私たちは再び農山村の大切さを訴えます」（H18.12）
- 「道州制と町村に関する研究会」（全国町村会・H19.4～）座長
 - ・『『平成の合併』をめぐる実態と評価』（H20.10）
 - ・『『平成の合併』の終わりと町村のこれから』（H22.4）
- 著書『変化に挑戦する自治体』（第一法規）、『政権交代と自治の潮流』（第一法規）、『官のシステム』（東京大学出版会）ほか多数

地方創生の推進に向けて

平成26年11月
人口減少対策に関する有識者懇談会
(全国町村会)

人口急減に歯止めをかける一待ったなしの政策課題

人口動態を100年単位で見ると、1900（明治33）年に4,385万人であった日本の人口は、2000年には1億2,693万人まで増加した。もしこのペースで増加し続ければ、2100年には約3億6,742万人になるものと見込まれる。資源の少ない狭い国土で、それほど膨大な数の日本人が豊かに共生して暮らすことができるかが問題になる。

しかし、2008年の1億2,808万人をピークに総人口の減少が始まった。国立社会保障・人口問題研究所の2012年1月の推計では、総人口は、2030年（中位推計）に1億1,662万人、2050年に9,708万人、2060年に8,674万人、2100年に4,959万人になるという。総人口が明治末期頃の規模に戻っていく。

今度、急減していくことが危機だと捉えられ、人口減少に歯止めをかける政策が強調されることとなった。人口1億2,000万人を支えてきた経済・社会・政治・文化システムが今後も持続可能であるかどうか、大きな疑問と不安が募り始めている。すでに始まった人口減少を止めて反転させることは容易なことではない。しかし、手をこまねいているわけにはいかない。一定程度の減少を覚悟するにしても、あらゆる方策を講じて人口の急減を緩和させることは、待ったなしの政策課題である。

人口急増時代には、農山漁村から都市への人口流出が続いたが、人口減少時代を迎え、人々が農山漁村へ還流する可能性が生まれ始めている。そこに、自然の豊かさの中で人間らしい暮らしと文化の営みが息づいているからである。田舎への移住ブームは、地方へ新しいひとの流れを作っていくチャンスの到来でもある。

これまでの町村会の認識と提言

とりわけ、町村では、合計特殊出生率は東京などの都市地域に比べ総じて高い水準を維持しながらも、高齢化の進展と若者の流出の同時進行によって、地域の将来に夢を描き展望を開いていくには多くの困難に直面している。もちろん、そうした中でも、町村は、それぞれの条件と実情に応じて、農山漁村地域を守り発展させ、住民の暮らしを維持・充実させる施策を懸命に展開してきた。

全国町村会は、すでに平成13（2001）年7月、「21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのかー揺るぎない国民的合意にむけてー」を提言した。そこでは、農山村のかけがえのない価値として、「生存を支える」「国土を支える」「文化の基層を支える」「自然を活かす」「新しい産業を創る」の5つをあげ、農山村の力を発

揮していくためには、「豊かな自然を地域の誇りとして守り活用する」「資源を活用し元気産業を創出する」「小規模自治体の特性を発揮する」が必要であるとし、町村自ら、「政策の優先順位を地域の手に取り戻す」「地域活性化ビジョンをもち、政策を展開する」「住民参画を拡充する」「地域を拓く人材を育て活用する」という改革を進めるとした。

そして、農山村の自立にむけて、「農山村の良さや価値を再認識し、美しい地域を創っていく」「地域を重層的に活用していく」「自然との共生を確固たるものとし、地域再生に取り組む」ことを、町村自治の充実において、「地域に根ざした産業政策の担い手になる」「小規模のメリットを活かす」「最初の政府としてのあり方をめざす」ことを、そして、農山村と町村の自立支援にむけて、「都市と農山村の共存を求める」「多様性の容認を求める」「新たな町村制の制度設計を求める」ことを町村自らが課した。

こうした提言は農山村と町村の観点に立ってはいっても、決して、旧来の考え方を墨守し、既得権益を守ろうとするものではなく、都市と農山村の共存に向けて揺るぎない国民的合意をつくり出すために町村としての決意を広く世間に伝えるものであった。

それから10余年が経った平成26（2014）年9月、全国町村会は、農業・農村政策のあり方についての提言「都市・農村共生社会の創造～田園回帰の時代を迎えて～」を打ち出した。農村の厳しい現状と田園回帰の潮流に向け、農村の新たな価値を、少子化に抗する皆、再生可能エネルギーの蓄積、災害時のバックアップ、新たなライフスタイル、ビジネスモデルの提案の場を求める、農村のあるべき姿を、地域資源を有効活用した農業が持続的に行われていること、循環型社会であること、集落の機能が維持され開かれていること、若者や女性が活躍できる場であること、都市との交流が継続していることとしていく。その上で、これらを実現するための農業・農村政策を提案している。「農村価値の創生」は誰よりも農村サイドに求められる責務であることを明言している。

こうした自立自助の気構えは一貫しており、人口減少に立ち向かっていく上でもいささかも変わっていない。自らの将来は自ら決めていくのが地域自治・町村自治の根本的な姿であり、農山漁村を守ることが日本を守ることであることに揺るぎない信念を共有しているからである。

「増田レポート」と「自治体消滅」について

町村は、若者の流出による人口減少の問題に、どこよりも早く気づき、子育て支援、若者の雇用や居住環境の整備、Ｉターン・Ｕターン・Ｊターンの促進、グリーンツーリズム、婚活事業などの施策を実施している。その上で、なお、町村自ら、地域力の掘り起しによって地域と町村の存続と発展を図っていく責務を改めて問われている。人口減少に歯止めをかけることが待ったなしの全国的な政策課題になったからである。

なんとといっても人口急減の問題に対して広く世間の関心を喚起したのは、いわゆ

る「増田レポート」（日本創成会議・人口減少問題検討分科会「成長を続ける 21 世紀のために『ストッパ少子化・地方元氣戦略』平成 26 年 5 月 8 日）」であった。東京圏などへの人口移動が収束しない場合、2010 年と比べ 2040 年に若年女性（20～39 歳）が 50%以上減少する 896 自治体を「消滅可能性都市」とし、そのうち 2040 年に人口が 1 万人を切る自治体 523 は「消滅可能性が高い」と予測し、その一覧表を示した。

国は、2014 年 6 月に閣議決定した「骨太の方針」で、50 年後に 1 億人の人口を安定的に維持することを目標に掲げた。当然、都市地域と農山漁村地域の特性を念頭に置いた人口フレームが考えられるべきである。第 2 次安倍改造内閣は「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、人口減少抑制と地域活性化を目指す「まち・ひと・しごと創生法案」と地域支援策の申請窓口を一本化する「地域再生法改正案」を国会の審議に付託した。「地方創生」が内政の最重要課題に位置付けられ、人口減少克服に向け、国と地方がー丸となって対策を講じていくことになった。「地方創生」は、長期的戦略として、その成否が日本社会の将来に重大な影響をもつと言える。

論理的には、ある自治体の人口が限りなくゼロに近づけば、自治体は存立しえなくなる。しかし、自治体は法人であるから、自然に消滅することはない。地方自治法は「地方公共団体は、法人とする。」と規定し、法人としての自治体の任務遂行の責任を法人の機関（議事機関である議会と執行機関である首長等）に負わせている。消滅には自然に無くなるというイメージがあるが、ある地方公共団体を法人として消滅させるには人為的な手続きが必要である。市町村が消滅するとは、関係市町村が自ら法人であることを放棄する場合で、それは、法人としての任務の遂行を首長・議会と住民が断念することである。

事実、わが国では、明治以来、市町村合併が進められ、おびただしい数の市町村が法人格を失い消滅してきた。「平成の大合併」で消滅した町村数は 1,600 余にも及んだ。合併によって法人格が失われれば、その首長や議会議員は失職するし名称も消滅する。

「増田レポート」は、市町村合併による自治体消滅には言及していない。急激な人口減少（社会減と自然減の同時進行）によって市町村の存立基盤が危機に瀕することに警鐘を鳴らしたと言える。

「地方創生」の意義について

これまでも、町村においては、厳しい財政状況のなか、乳幼児医療費助成などの少子化対策や、地場産業の振興、6 次産業化を含む農業の振興など地域経済活性化に向けて様々な工夫を凝らしてきている。また、地域のコミュニティ・集落の維持のため基幹的な集落を中心としたネットワークづくりをすすめるなど日常生活の機能の確保等の取り組みを進めてきた。しかし、なお、多くの町村では苦闘が続いている。

こうした中で、政府に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、人口減少克

服と地域の活性化に向けた対策に乗り出したことは、町村にとっては新たな展望を拓くものとして共感・期待できる政策展開である。当然、これに取り組む町村の覚悟と企画・実行力が問われていると考える。

国は、人口減少、少子化に対する国全体のグランドデザインを描くとともに、町村が覚悟の上で実施したいとする対策を財政的にも制度的にも支援するとともに、対策の障害となる規制の撤廃、縦割りの弊害の除去、地方分権の更なる推進を強力に進めるべきである。

「地方創生」の推進に向けての提言

以上のような観点に立って、「地方創生」の推進に向け、町村の取り組みを中心にして、「人口減少に関する有識者懇談会」としての提言を行うものである。町村は、山地が多く集落が散在している町村、面積が比較的小さく各種の機能がーカ所に集約されているコンパクトタウンとも言える町村、都市近郊の町村などさまざまなであり、以下の提言については、これらの態様の違いを踏まえて、それぞれの町村で検討されることを期待したい。

1. 「しごと」ー生業（なりわい）を増やす

農山漁村における「しごと」のあり方としては、もちろん 1 つの業に特化・専業化した「生業」の促進（例えば専業農家の育成）は十分考えられるが、兼業・副業化している多くの実態を踏まえれば、これに対応した「生業」（暮らしを立てるための仕事）を多様に作り出していく方策も重要である。仕事がないと嘆くのではなく、なければ作れればいいという発想が大切である。

例えば、農家所得の多くは、農業所得と農業外所得と年金等によって構成されており、減少傾向にある農業外所得をいかに増やすかが課題となっている。そのため、公共事業や従来型の企業誘致の方策に期待をかけるよりも、農山漁村の地域資源を掘り起こし、小規模でも多様な「生業」を生み出していく必要があると言える。この場合、さまざまな「しごと」をつくり出していく上では、最終的に、地域にある資源（素材・エネルギー・アイディア等）を使い、生産と消費を地域内で循環させる戦略が有効である。「地域で使うものは地域でつくる」という「地産地消」の発想が大切である。

（林業を再生する）

輸入材の増大に伴い、日本の林業は衰退し、それが山村人口減少の一因になってきたと同時に森林地荒廃へと繋がっている。山の手入れの再生が急務である。それには、山仕事（直え付け・下刈り・間伐・玉切り・集積）に携わる人材の育成と

一定の所得保障が必要である。山仕事に関心を持つ都市住民を受け容れる条件整備も重要である。

中山間地域の林業は、農業や畜産と複合化した形で展開され、用材生産だけではなく薪炭や林産物生産など多様な合わせ技で成り立っている。森林組合が良質のプラント材を地元工務店と連携して「木の家」をインターネットに載せて売り出すといった試みも林業再生にとって有望である。国産材の需要拡大を図るCLTの推進も期待される。地場材による古民家リノベーションも移住者受け入れ施策として有効である。また、家具や調度品など高品質な木材製品の輸出など、海外にも目を向けた需要の拡大を積極的に推進すべきである。

木材としての活用に加え、木質バイオマス発電、小水力発電など森林が保持している力を活用し維持管理していくことも重要である。それには新しい財源（全国森林環境税など）を作り、雇用の受け皿を整備する必要がある。

（農・林・畜・漁の連携によって物産の付加価値を高める）

農業・林業・畜産業とか農業と漁業というように業間を有機的に結びつけて、また、それぞれの集落・地区の資源・産物を、他の集落・地区のものと一緒に付加価値のある新しい物産をつくり、販売網を拡大するなど、テーマのネットワークとエリアのネットワークを重ねるに絡めていく必要がある。

自ら育てた米や野菜や牛・豚肉を自ら経営する居酒屋やレストランで使うとか、漁業でも水揚げ現場で加工し、地元の旅館や店舗を含め出荷先の選択と確保を通じて海の恵みの付加価値を高めるといった工夫が必要である。

農山漁村の産物の販売拠点として常設型の直売所は重要である。例えば「道の駅」は、すでに1,000を超え、全国で直接雇用だけで3万人以上の人が働いていると見込まれており、加工、出荷などのしごとを含めれば相当の地域雇用を生んでいる。こうした常設型の直売所を災害時の拠点とするなど機能を追加することも新たなしごとを生み出すのに役立つ。

（起業支援、企業誘致等）

地域資源を利用した起業支援、第三セクターの活用も雇用の場作りには重要である。この場合、経理や販売戦略などの専門家の支援が重要であり、都市の移住希望者でその道の専門家との全国規模でのマッチングシステムの構築が望まれる。

また、地域の金融機関の融資も活用した産・学・金・官の協同事業による企業支援の仕組みを取り込んでいくことも必要である（例えば総務省が実施している「ローカル10,000プロジェクト」など）。

地方の企業の全国展開、世界展開のためにも国土軸のインフラ整備も重要である。地域の企業も、国内需要が今後減少することが見込まれる中で、東京を経由することなく、直接海外へ展開することも必要である。

豊かな自然や人とのつながりが魅力的な農山村は、サテライト勤務が可能となる1次産業や地域資源を活用する食品産業などの企業立地の可能性が十分にあり、地域の特性を活かした新たな企業誘致努力をする必要がある。

地域での起業にとって資金調達は大きな課題である。地域に雇用の場を作り出す起業の資金としてふるさと納税制度を活用することが考えられる。新たな「生業」を起こす意義と雇用効果について見通しを明示し、ふるさとを支援したい人から寄付を募るのである。地元金融機関だけでは展開が難しい事業の立ち上げには、ふるさと融資など既存の制度を活用するほか、金融機関からの融資があることを条件に都道府県が市町村を通じて補助金を交付する制度を考案することも考えられる。

また、わが国では未開拓であるが、民間の労働者自身が資金を持ち寄り、労働者自身が所有・管理する協同組合を作って、仕事おこしや地域課題解決の活動に乗り出し、地域活性化の担い手になることも考えられる。

なお、ふるさと納税制度については、住民税の持つ負担分担の性格にも配慮しつつ、控除額の上限引き上げと手続きの簡素化が期待されるが、寄付に対する謝礼としての特典の提供については、納税の見返りとして特定の利益を求める風潮を醸成することがないよう、各町村において節度ある運用が望まれる。

（安心して子どもを産み育てられるために）

町村では、産科のある病院が遠方にあるケースが多いが、産前産後のケア体制が充実していれば、たとえ、その地域に産科がなくとも、安心して子どもを産むことができる。

このため、妊婦健診や妊婦相談等の産前ケアと、産後の乳房ケアや乳幼児健診、育児相談、さらには母親の休養と体力回復に向け、看護師、助産師等の専門職が24時間体制でケアにあたったり、家族一体で宿泊ができる機能を持つ、「産前産後ケアセンター」（日本型ネラブラ）を、既存の施設の利活用も含め、町村単独で、あるいは広域連携で設置する必要がある。これは、利用者にとって敷居が低く、落ち着いて子育て相談しやすい個別対応の仕組みである。この母子及び家族を包み込む形の支援は、親子の愛着を強め、2子以降の出生行動に大きくプラスに働くと考えられるし、専門職の活躍の場が雇用の確保に通じる。さらに、就業女性が心身ともに社会に復帰することを支援することができる。

（すべての人を包み込み、出番と居場所を充実させる）

人は、生まれてから死ぬまで、心身の状況や社会的・経済的理由により、さまざまな場面でケアやサポートを必要とする。子ども・子育て支援、生活困窮者、障害者、高齢者といったさまざまな枠組みの支援に横串をさすとともに、すべての人を包み込み、その人なりの出番と居場所を充実させる地域づくりが重要となる。

これは、すべての人を支えあいの主体・担い手と位置づけるということでもある。地域において、生活上の課題を抱えながら、あるいは病気や障害とつきあひながら生きる人たちの知恵や経験を「資源」ととらえ、地域内で共有すること、さらにそれを新たなサービスや商品の開発に役立てることは、新たな価値としごとの創出にもつながるものと期待される。

（地方大学への期待）

地方大学の責務として、教育カリキュラムを、地域の産業政策や地域づくりと連動して進めることを前提に組み立て、起業しようとする若者に対して地域の資源を生かす知識と技能を身に付けさせることが求められる（例えば、高知大学は、全国初の「地域協働学部」を創設し、県内各地を「キャンパス」として授業を実施。地域における課題解決の現場を直接体験させるため、多彩な実習科目を配置し、地域への愛着や誇りを育てる教育を実践している。ここでは地域コミュニティの再生、商店街の活性化、地場産品を生かした商品開発など学生自らが企画を練り上げ、地域住民と協働しながら、組織・人を動かす力を身につけさせる計画）。

このほか、大学での先端的な研究成果を活かした大学発のベンチャー企業の育成など教育政策と地域の産業政策との連動が重要である。

（専門高校の可能性を広げる）

農林業の衰退や人口減少とともに全国で農林高校をはじめとする専門高校の存続が危ぶまれている。地域にとって専門高校は、手に職を持った地域づくりの担い手を養成する機関として重要な存在である。専門高校自身が、生産物の商品化や販路拡大、仕事おこしにつながるような教育の拡充が求められている。いわゆる6次産業化法（「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」）が制定されていることで、専門高校もまた、同窓会、農家、企業、行政との緊密な連携や専門高校間の協力によって、6次産業化に取り組むことが期待される。自分たちで収穫した食材を使って調理し、園芸で育てた草本で飾った場所で、訪れる内外のお客さんをもてなす「高校生レストラン」を開設しているところもある。専門高校生が地域の特産物を活かした商品開発など、産業振興をはじめとする地域課題に取り組んでいる例は数多い。

地域に根ざした教育機関としての専門高校や、そこで学ぶ高校生のアイデアとスキルを最大限に尊重し活かす体制がつくられることが期待される。

（着地型・体験型観光をめざす）

観光は、地域のあらゆる業種に波及効果をもたらしうる産業であり、雇用機会の創出も期待されている。

観光は、ともすれば旅館業など観光業者に特化した「生業」と思われがちであるが、農山漁村の美しい風景や安全安心な食材と料理や風物・人びととの出会いもまた重要な吸引力となっている。観光業もまた地域連携の中での「生業」として関連のしごとを作り出す必要がある。

観光は有望なビジター産業であり、農山漁村では、いわゆるグリーンツーリズムによる都市との交流を基軸に展開されている。滞在期間は短く小規模な家族経営が中心ではあるが、持続的・反復的な滞在（リピーター）を特徴とし、都市住民との心の通い合う交流を可能にしている。農産物の直売所、農業体験農園、滞在型市民農園、体験教育旅行（農家民泊）、子ども農山漁村交流プロジェクト、ワーキングホリデー（都市住民が人手の不足する農繁期に農作業を手伝い、農家は寝食を提供

する。）などがその例である。都会の若者をシェアや農業従事者の研修生として積極的に受け入れ、観光振興に結び付けることも有効である。

着地型・体験型観光業の展開は、国内客だけでなく外国客誘致についても有効であり、東京オリンピック・パラリンピックも一つのきっかけとして、多言語環境を整えるなど積極的な対応が期待される。

また、観光の振興のためにも、それぞれの地域の文化の保存・継承が重要であり、これが他の地域と違った魅力を作り出すことにつながる。

ブログ、ツイートから生まれる大量のデータ「ビッグデータ」を分析し、そこから、いままでにない知見・洞察を導き出す情報技術が開発されつつある。観光の有望なターゲットは海外から来る個人旅行者である。ブログによる大量の情報発信の中にインバウンド（訪日旅行）で活躍するパワーズローガーを発見し活用することが有効である。ビッグデータの分析・活用力が地域振興の決め手になるうとしている。

（「憧れの中心地」になる）

「この分野ではあつまち、あつむら」「あそこに行かないと、こうした体験はできない」というような、全国から、世界から、多くの人々が来訪するオンリー・ワンの地域づくりが必要である。文化財、祭り、食など「憧れの中心地」としての地位を維持することによる「生業」の創出も期待できる。

スポーツについても、野球で言えば甲子園のようなスポーツの拠点になることができる。例えば、全国から多くの人が参集することとなる。サッカーがすでに、地域の拠点スポーツとなっているが、多くの他のスポーツ分野で拠点化が可能である。モトクロスやフリースタイルインソグなど、地域の自然環境に適したスポーツを振興することにより、世界から愛好者が訪れる中心地づくりも可能である。

2. 「ひと」―高齢者と若者が連帯する

農山漁村における「ひと」は、「百姓」と呼ばれる人びとに象徴されるように、天候のこと、季節の変化のこと、山のこと、土のこと、水のこと、草木のこと、生きもののこと、農作業のこと、農閑期のこと、地域のしきたりのこと等を熟知したマルチ人間である。農山漁村を支え、ここで生き抜くには、こうした知識集約型のマルチ人間こそが必要である。こうした観点に立つて、高齢者は健康寿命を伸ばしつつ「生業」を維持し、若者を励まし、若者はそれに応え、高齢者から地域で生きる知恵と技を受け継いでいくことが求められている。「生業」はもとより、子育て、学校教育、地域活動などを幅広く世代間の連帯の取り組みを強化していく必要がある。

若者たちが生まれ育った故郷から教育や就職の機会を求めて他の地域へ出ていくことを無理にとどめることはできないし、またそうすべきではない。大きく羽ばたきたいという若者の志を是とすべきである。しかし、生まれ育った地域で生き抜きたいと思う若者の願いも叶えられてしかるべきである。また、故郷へ戻ってくる若者・中高年を受け容れる条件も整えなければならぬ。そのために地域における

就業や起業のチャンス確保する必要がある。

最近の調査から明らかにように、関東圏以外の出身者の約 5 割が東京から移住する予定又は移住を検討したいと思っている事実を考えれば、今までのような東京への一方的な人口流出を変えられる可能性がある。そのため、気づき・情報収集・現地訪問交流・二地域居住・移住・定住といったプロセスを通じてきめ細かい受け入れ施策が必要である。

(妊娠・出産・育児支援の切れ目のない施策の展開)

わが国では、周産期の死亡率の低下(これ自体は慶賀すべきこと)を背景として、未婚率が男女とも上昇傾向にあり、晩婚化の進行も継続しており、結婚した夫婦の出生児数は減少傾向にあり、1960 年代生まれ以降の世代では、これまでのように最終的な夫婦出生児数が 2 人に達しない可能性がうかがえる。

子どもを比較的多く産んでいる地域は、近隣との信頼関係が保たれ「お互いさま」という生活規範が共有されているところである。また、何よりも子どもが大事という価値観が地域で共有されているところである。都市と比べて農山漁村における出生率の高さは、こうした地域特性に起因しているといえよう。このような地域特性が弱まっていないかを分析したうえで、実情に応じて、妊娠、出産、育児まで切れ目のない、安心して子どもを産む環境を整える支援体制の確立が重要である。そのためには、母親の話し相手や一緒に外出するなどの支援を行う「産後サポート事業」や保育所と地域の中高年の育児経験者・ボランティア等が協力し子育て家庭を支援する活動などが有効である。敬老祝い金の一部を子育て支援金に回し、地域全体で育児を支える意気込みを示すことも考えられる。民間企業が福利厚生の一環として、この事業に参加することを奨励することも必要である。

(出会いを支援する)

結婚と出産が強く連動しているわが国では、人口の維持には結婚の成否が大きく影響している。農山漁村でも、結婚願望がありながら結婚できない人が増加していること、若い年齢で結婚したほうが子どもを多くもうけられること、夫婦が知り合ったきっかけは職場・仕事で、学校で、友人・姉妹を通じてというような、婚活色のない「自然な出会い」が多いことを考慮して、20 歳代から恋愛や結婚を前向きに意識できるような事業を町村が推進する必要がある(高知県内の市町村で構成する「こうち人づくり広域連合」の平成 26 年度の若手職員による政策研究共同事業報告「人口減少時代のまちづくり～愛を育てる活動」では、愛活事業として愛活支援企業認証制度・愛活パスポート・25 歳の愛活成人式という 3 つを提案し、これらすべてが人口減少に歯止めをかける事業であるとしている。)

(新たな学校教育の模索)

現在、就学児童の減少によって、小学校の統合・再編を強化する動きがあるが、小学校は、単なる教育施設ではなく、地域の文化・郷土教育の拠点、地域コミュニティの核とも言える地域住民の拠り所であり、その消滅はコミュニティの衰退につ

ながる。ICT を通じた遠隔授業等を活用して小規模小中学校を存続させること(地域に一つの大きな「拠点校」を置き、子どもの少ない学校をそのフロンチ校と位置づけ、集団学習が必要な時だけ「拠点校」に通う方式)、地域環境と結びついた少人数教育の魅力を発信して外からの就学者(家族ぐるみでの移住を含む)を呼び込むことなどが考えられる。やむを得ず廃校となった場合の校舎は、打ち捨てておくことなく、地域密着型の介護施設や宿泊研修施設などへの利活用が望まれる。

2014 年 6 月、首長権限の強化を図る「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律が成立し、首長と教委により構成される総合教育会議を設け、首長は、教育の振興に関する施策の「大綱」を策定することとなった。そこには教育を行うための諸条件その他の地域の実情に応じた教育を図るため重点的に講ずべき施策が書き込まれることになっており、小中学生の教育課程において、自立と導教の重要性とともに、地域への愛着と誇りの醸成という方針が明確に打ち出されることが望まれる。そのことを通じて、故郷とは、都会に出て志を果たして帰る先ではなく、自分のやりたいことに挑みうる希望の場所であるという意識を若者たちに植え付けたい。

農山漁村体験教育を一層進めることは、都市の子どもたちにとって有益であるとともに、受け入れ側の農山漁村にとっても地域の子どもが都市の子どもと交流することは、地域の魅力に気づくきっかけづくりともなる。農山漁村の子どもたちが日常生活の中で地域の「生業」に触れることや、体験をしなくなっている傾向を是正する必要がある。

高校段階では、地域課題や産業・人材需要に対応した専門学科・専門コースの開設により、地域を支える中核人材の育成に力を入れる必要がある。高校生たちの社会活動コンテストを行い、地域とかわかる若者たちを励ますのも有効である。

また、地方の大学のみならず都市圏の大学も含め、一定期間、中山間地域での体験をカリキュラムに取り入れるなど、活性化のための人材育成に大学教育を活用すべきである。自治体の協力を得て、大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域住民や NPO 等とともに、地域課題解決や地域づくりに継続的に取り組む活動をさらに積極的に行うべきである。

(国の取り組みへの期待)

現在、国は、自治体と協力して、「子ども・子育てを支援し、若者が安心して成長できる社会へ」として、児童手当制度、高校生等への修学支援、私立学校における授業料減免事業等支援等、「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ」として、出産一時金、出産手当金、待機児童解消などに向けた保育の充実、放課後児童対策の充実等、「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」として、地域子育て支援拠点事業、一時預り事業等、「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ」として、テレワーク普及促進対策事業等、さまざまな施策を行っている。これらの施策を充実することはもちろんであるが、さらに、子育て世帯における経済的負担の軽減のため全国的に子ども医療費の無料化を実施すべきである。

3. 「まち」―内を外に開き、内の力を強める

農山漁村（むら）は、都市（まち）とは、一味も二味も異なった雰囲気や暮らし方を持っているが、ヒト・モノ・カネ・情報が自由に流出入する開かれた社会の一部である。この流出入は農山漁村にたえず変化をもたらすから、その変化に自律的に適応していくことが求められている。そのためには、外から入ってくる、ひと・アイデア・技術などを、地域の力を強める方向で積極的に活用していく必要がある。それは、都市との共生と交流・連携の基礎でもある。

若者の地域間の交流、移住を活性化するため、諸外国と比べて割高な鉄道運賃、航空運賃などについて、一定の年齢層に限定した大幅な割引制度の導入の検討を国に求めたい。

（都市と農山漁村との交流・連携）

滞在期間は短く小規模な家族経営が中心ではあるが、持続的・反復的な滞在（リピーター）を特徴とし、都市住民との心の通い合う交流を可能にしている日本型グリーンツーリズムは、農産物の直売所、農業体験農園、農家レストラン、滞在型市民農園、体験教育旅行（農家民泊）、ワーキングホリデーなど、活発に展開されている（再掲）。こうした事業は、都市と農山漁村の共生（絆）をさらに強めていく上でも発展させていくことが期待される。また、自然災害時への対応のためにも、日頃からお互いに行き来し合う関係を維持していることが重要である。このようなことが、将来の移住に発展していることが多い。

都市からの移住希望者の強い要望は、仕事と住む場所の確保であるが、全国で820万戸もある空き家を子育てがしやすいよう改修し、一定期間無料で提供するなど、施策も重要である。また、ふるさと納税を特定の町村に継続的に行っている人には、将来の移住候補者として定期的に移住情報を提供することも必要である。

今後、都市部における後期高齢者数の増加への対策と地方における雇用の創出のために、地方に都市の高齢者を受け入れるケア付きの住まいや介護福祉施設を整備する仕組みを創設することが考えられる。その場合、高齢者移住に伴うストレスの緩和や自治体間の医療・介護費の負担の公平化が必要である。

（集落間ネットワーク）

過疎集落等の小規模化、高齢化により集落機能が低下し維持困難な集落が増加している。中心となる基幹的な集落に日常生活に不可欠な機能を集約するとともに、周辺集落と基幹集落との間で道路、デマンドバス等のアクセス手段を確保することにより、ネットワークを強化し、人々が引き続き集落に安心して暮らせるようにする必要がある。このことは、また、地元企業にとって受注しやすい事業が生まれ、雇用の創設にもつながる。

この場合、地域の「足」を確保するため、移動が不自由で閉じこもりがちな高齢者を「運び」あるいは高齢者の元へ物を届けるために、ワンコイン・コミュニティバス、移動販売、配達業者のまごころ配達便、過疎地有償運送の活用と集落商店の

設置（隣の高齢者をマイカーで送って料金を取り、これとバス路線をつなぎ、待合所を集落の商店にする）などの工夫が必要である。

見守りや緊急時の連絡機能をもった高齢者にやさしいICTの活用も望まれる。また、現庄、各省において類似の事業（小さな拠点、集落ネットワーク圏、小規模・高齢化集落支援など）が実施・構想されているが、地域住民にとってもっとも使い勝手のいい、効果的な事業に統合する必要がある。

（スぺーシャル・プランング）

住みよいまちづくり、地域づくりのためには、都市的土地利用と農的土地利用を一体的な計画対象として扱うこと、物理的空間のみならず社会的空間（「きずな」や「つながり」で結ばれたコミュニティ）も含めて計画やデザインの対象とすることが重要である。このように拡大した計画概念をヨーロッパでは「スぺーシャル・プランング」と呼んでいる。

わが国では、都市部は都市計画法によって、非都市部は農地法・農振法・森林法等によって、それぞれ別個の法体系でコントロールされている。都市が急速に拡大した時代には、都市化の制御と優良農地や自然環境の保全への適切な対応が求められたが、都市が衰退をはじめた人口減少社会においては都市と農村を区分するのではなく、合わせて一体的な計画対象とすることが理にかなっている。また、地方分権の見地に立てば、都市計画に関しては分権が進んだのに対して、農地に関しては不十分である。土地利用に関する各種法体系を総合的に運営する観点から、法体系の一元化と住民に身近な市町村が権限と責任を担うことが強く望まれる。

このため、個々の農地転用に関する許可権限については、市町村に移譲すべきである。もとより、農地は、町村にとって重要な地域産業である農業の基礎となるものであり、町村において農地活用などの土地利用のあり方を検討するに際しては、優良な農地の確保を前提としてなされる必要がある。

また、モビリティの増大により生活圏が拡大したことを背景に、都市や周辺地域の連携による新たな計画的圏域を設定し、圏域内の機能の相互補完による集約化とネットワーク化を戦略的に進めることが求められている。ヨーロッパで「シテイー・リージョン」と呼ばれている計画的圏域は、例えば、都市的土地利用と農地的土地利用を一体的に、あるいは、都市とその周辺の町村からなる都市圏を一体的に扱うもので、従来の土地利用計画のように単純に土地利用の純化を目指すものではなく、異なる性格の土地利用を合わせて描くことによって新たな空間像を導くものである。

地方自治法の改正による「連携協約」制度の創設など、自治体間の相互連携による機能補完が可能となりつつあることを踏まえ、定住自立圏の拡充などにより、戦略的な「シテイー・リージョン」の構築に対してインセンティブを与えることは効果的である。

（東京一極集中の是正）

首都東京には大企業の本社の6割以上が所在するなど、企業活動の過度の東京集

中がみられる。このことは、他の先進国には見られないものである。

この一極集中は、地方の経済に大きなマイナスの影響を与えているとともに、エネルギーの非効率な利用、大災害が発生したときの経済の機能麻痺などの弱点を抱えている。国は、このような過度の集中を是正するべく、総力を挙げて抜本的な対策を講じるべきである。

東京への人口流出を止めるためには、地方の中核都市に資金と雇用と公共サービスを割り振り、若者の流出を食い止める（「人口のダム機能」という考え方が、この「選択と集中」施策は、行き過ぎると、それ以外の多くの地域を見捨てる可能性をはらんでおり、要注意であるといえる。地方創生という「まち」とは農山漁村を含む全国津々浦々の地域であるはずである。

東京には、農山漁村から多くの若者が流入し、ある意味で快適な都市的暮らしを営んでいるが、そこが、わが国で最も出生率が低い地域であり、総人口の減少に歯止めをかけていく上で、大きな課題を抱えていることを意味している。

なお、東京が日本経済のリーディング・センターとしての活力を保持するためにも、巨大都市東京に住む20～30歳の若者が安心して結婚・出産・子育てができる環境条件を一刻も早く整備すべきである。

（外部人材の活用）

内を外に開いていく方策の一つは、外部人材の活用である。国は、地域おこし協力隊、田舎で働き隊、集落支援員など人的支援策を実施している。

現在、このようなスキームで、都会の若者が町村において、地元住民と協働で地域活性化に従事している。こうした有志を受け入れ、住民が事業を展開することは、地域を外にひらくことでもある。なお、これらのスキームで働いている若者が地元に着定できるよう、しっかりとした研修と支援のシステムを構築すべきである。

国の「まち・ひと・しごと創生本部」では、副市町村長などの幹部として首長を補佐したり、非常勤職員として地域活性化を支援したりするため、中央省庁の若手・中堅職員約25人、公募して集める大学やシンクタンクの研究者約75人を市町村に派遣することを計画している。地方創生の「助っ人」である。期間は2年程度で、その間の人件費は市町村の負担という。受け入れに当たっては市町村の志趣理由や地域活性化計画などが試される。

農山漁村の活性化のために、都道府県が果たす役割にも注目すべきである。県職員を「地域支援企画員」などの形で市町村に派遣し、集落活動センターのようなものを旧小学校や集会所等に設け、近隣の集落との連携を図り、それぞれの地域課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組めるよう支援活動を実施している例もある。これらは、市町村を包括する広域の自治体の新たな役割として全国的な展開が期待されるモデルとなりうる。地域住民による主体的な活動に対して総合的な対応が図れるような調整機能を果たすのである。困難を抱える市町村を支援・補完するのは、広域の自治体としての都道府県の本来の役割であると言えよう。

これらに加えて、強力な情報発信力を持ち、ITの活用能力のある民間の人材

を積極的に登用することも考えられる。

4. 町村の自立と国の自立支援

「まち・ひと・しごと創生法」が成立すれば、国は、人口の長期ビジョンと「まち・ひと・しごと創生」の総合戦略（「まち・ひと・しごと創生」の目標や施策に関する基本的方向等）を閣議決定し、これを勘案して、すべての市町村と都道府県は、努力義務として、それぞれに人口ビジョンと総合戦略を策定することになる。その際、人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに客観的指標を設定することとされている。

（実効性のある政策目標の設定）

石破地方創生担当大臣は、使途の自由度が高い新たな交付金制度の創設を検討する考えを示し、そのためには、自治体が、地域活性化の具体的な政策目標を定め、交付金の効果をきちんと検証できる仕組みにすることが大切であるとしている。地域の抱える課題はさまざまであり、また、その解決のための地域資源にも多様性があることから、そうした地域の実情に最も詳しい町村が実効性のある目標と施策を速やかに立案することが不可欠である。雇用創出や、若者の定住・移住促進、結婚・出産支援など具体的な政策目標を定め、その達成度を測る指標の工夫が必要である。その際、町村は具体的な定住の場となる基礎的な生活圏単位（小学校区・公民館区等）の詳細分析と人口予測を行い、子ども数維持に必要な新規定住世帯数を割り出すなどの工夫が必要であろう。

（総合戦略は必ず自らの手で）

地方自治法から市町村が基本構想を策定する義務規定は削除されたが、いずれの町村でも、いわゆる総合計画が加わるといったことを超え、農山漁村地域と町村の将来の行方を左右する計画となる。当然、総合計画との整合性を図りながら、あるいは近い将来に総合計画の見直しを考えながら、必ず町村長・町村議会・住民が自ら策定すべきものである。いま、町村は、少ない職員で増加する日常業務に追われているのが実情である。しかし、万が一にも、新たな「総合戦略」を安易に外注することがあってはならないと考える。自分たちで、知恵をしぼり、人口動態を含む地域の分析を行い、取り組むべき、取り組みたい施策とその実施手立てを企画・立案し切る必要がある。そうした真摯な対応なしに国からの支援はないものと考えべきである。

（人口減少に立ち向かうための財源措置）

自治体では、若者の定住、移住者の受け入れ、仕事の創出、地域での起業、空き家対策、都市・農山漁村交流・対流、結婚・妊娠・出産・育児支援など人口減少へ

の対策が必要となり、そのための財源措置が必要な「実需」が現に発生している。厳しい財政運営が続けている町村も、自ら予算配分に一段の工夫の余地はないかどうかを検討しなければならない。その上で、今後、長期的な戦略として人口減少に立ち向かっていくには、自治体が責任をもって使途を決定できる財源の確保が不可欠である。そのためには、自治体自らが設定した具体的な政策目標の達成のために、主体的に人口減少克服や地方創生に幅広く活用できる包括的な交付金を創設する必要があると同時に、地方財政計画において地方創生・人口減少克服のための地方施策を拡充強化する歳出を新たに「地方創生枠」として計上し、地方交付税を充実する必要があると考える。

人口急減に歯止めをかけるには、粘り強い、着実な努力の積み重ねが必要である。どうせうまくいくはずはないといった冷淡な見方もある中で、全国の町村は、人口急減に立ち向かう長い闘いを自ら選び取り、地域の暮らしと自治を守り通していく堅固な意志と覚悟を問われている。

人口減少対策に関する有識者懇談会

委員名簿

座 長 大 森 彌 (東京大学名誉教授)

後 藤 春 彦 (早稲田大学大学院教授)

神 野 直 彦 (東京大学名誉教授)

福 島 富士子 (東邦大学看護学部教授)

堀 田 聰 子 (独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員)

本 田 由 紀 (東京大学大学院教授)

武 藤 博 己 (法政大学大学院教授)

(五十音順)



全国町村長大会を開催

地方創生の推進に関する 特別決議を採択

平成二十六年十一月十九日、正午から、東京・渋谷のNHKホールで全国町村長大会が開催された。

この大会は、町村長の総意を結集して、農山村の持つ多面的な価値の重要性を訴えるとともに、それぞれの町村が地域の特性や資源を活かした施策を自主的・自立的に展開できるように、多様で個性溢れる町村の実現を目指す目的で開催されたもので、全国九百二十八の町村長、各都道府県町村会関係者及び来賓の安倍晋三内閣総理大臣、高市早苗総務大臣、石破茂地方創生担当大臣など約千三百人が出席した。

はじめに安倍内閣総理大臣から、「元気で豊かな『地方の創



安倍内閣総理大臣



藤原全国町村会長

生』は、安倍内閣の最重要課題。国主導のやり方ではなく、地域の発想や創意工夫を生かし、個性と魅力あふれる取り組みを、国がしっかりと後押しをしていく。地域に住んでいる皆さんが、そして子どもたちが、その地域に夢や未来を託せるような、そういう地域を必ず創り上げていきたい」と挨拶があった。

安倍総理の挨拶の後、高市総務大臣、石破地方創生担当大臣、末松自民党幹事長代理、蓬全国町村議会議長会が挨拶を行った。

続いて、藤原忠彦全国町村会長（長野県川上村長）から挨拶



小田切徳美明治大学教授

があり、「町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより食料の供給、自然環境の保全など国民生活にとって極めて大きな役割を果たしている。地方の創生には、自らの地域は自らで守るため、財政基盤の強化を図り、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進していこう」と参加者に訴えた。

その後、町村へのメッセージとして明治大学農学部教授の小田切徳美氏が登壇し、最近では都市住民の農村志向が増えるなどの「田園回帰」の動きを捉え、「私たちが目指すのは『都市なくして農村の安心なし、農村なくして都市の安定なし』という両者が共生し、前進していくような社会。こうした社会を農村

の力により、都市とともに、覚悟を持って創造していただきたい」と町村を激励した。

最後に、議事として、決議・

決

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口流出、景気回復が未だ波及していないことによる税収の低迷、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しく、さらにTPP交渉の帰趨によつては、一層深刻な状況となることが懸念されている。

加えて、東日本大震災の被災地における本格的な復興をはじめ、わが国の再生を進めていくためには、国と地方が総力を上げて取り組んでいかななくてはな

特別決議及び大会要望を審議し、それぞれ採択・決定され大会を閉じた。

議

らない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よつて、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

記

一、東日本大震災からの早期の復興をはかるとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。

一、地方分権改革を強力に推進すること。

一、道州制は導入しないこと。

一、歳出特別枠及び別枠加算を堅持するとともに、交付税率を引き上げ、地方交付税等の一般財源総額を確保するこ

と。

一、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するとともに、車体課税の見直しは代替財源の確保を前提とすること。

一、田園回帰の環境を充実させるとともに、農山漁村の振興をはかること。

地方創生の推進に関する特別決議を採択

安倍内閣は、「地方創生」を内政の最重要課題に掲げ、政府一丸となつて人口減少克服と地域の活性化に向けた対策を講じることとしている。この「地方創生」の取り組みは、少子高齢化や人口流出など極めて厳しい状況にある町村にとつて、新たな展望を拓くものとして共感・期待できる政策展開である。

中でも、人口減少や超高齢化という我が国が直面する課題の克服に向けては、国と地方が緊密に連携し、あらゆる政策を総動員して、効果的な施策を強力に実行していく必要がある。このため、国においては、人口減少、少子高齢化に対する国全体のグランドデザインを描き、構

一、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。

一、TPP交渉にあたっては、国益の堅持と重要五品目等聖域の確保に万全を期すること。

一、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと。

以上決議する。

造的な問題に抜本的な対策を講じるとともに、町村が覚悟の上で実施する施策について、財政的・制度的な支援を行うことが不可欠である。

もとより、我々町村長は、自らが知恵を絞る、人口動態を含む地域の分析を行い、取り組むべき施策とその具体的な実行策を企画・立案し、議会、住民と一体となつてこれを実施していく決意である。

よつて、「地方創生」の推進に関し、次の事項について適切かつ積極的な措置を講じられるよう強く求めるものである。

一、我々町村は、農山漁村の地域資源を掘り起こし、有効に活用することにより雇用の場

を増やし、子育て、学校教育、地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して、都市との共生と交流をすすめるまちづくりに全力で取り組む。国は、町村が実施するこれらの施策を財政的にも制度的にも支援すること。

一、特に、町村が自ら設定した具体的な政策目標を達成できるよう、幅広く活用できる包括的な交付金を創設するとともに、地方財政計画において地方施策を拡充する歳出を新たに「地方創生枠」として計上し、地方交付税を充実すること。

一、町村が「人口ビジョン」や「総合戦略」を策定するに当たっては、全国規模での様々な具体的・客観的データが必要であり、所要の情報をわかりやすい形で提供すること。また、これらの施策効果の検証に当たっては、全国一律の基準ではなく、町村には条件不利地域が多いことも十分考慮した適切な指標を工夫すること。

以上決議する。

平成27年度

県予算編成・施策に関する 要望活動を実施

平成二十六年十月二日、大澤知事に対し、群馬県の平成二十七年年度予算編成に伴い、県内町村が直面している諸課題に関して特段の配慮を求める政策提言的な要望活動を行った。

なお、要望内容及び要請事項については、次のとおり。

平成二十七年県予算編成及び施策に関する要望

県内町村の行財政運営につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

住民とより密接な関係にある我々町村は、平成二十七年において、その長所を活かして住民自治を大切にし、住民との協働により行財政の更なる質の向上及び効率化を図って行く所存です。

さて、今般の要望事項につきましては、「地方交付税の充実強化及び『歳出特別枠』の確保」をはじめ、町村にとって特に必要なものですので、特段のご高配をお願いいたします。

特に、地方交付税は、自治体

間の財政力格差を是正する財政調整機能を有しており、食料の供給、水資源の涵養、災害の防止、景観の保全等、過去から未来へ、また、先人から子孫へ、美しい日本の国土を守り伝承し続けるべき責務を担う町村にとつては必要不可欠なものですので、県におかれましては、その確保について全力で対応願います。

ところで、地方自治の当事者ではない一部の国会議員等が提唱している道州制推進論は、国（外交・防衛、真に全国的な視点に立つて行わなければならない社会保障・教育の根幹など）と地方の役割（その他内政全般）

を切り分け、国の役割を極力限定すべきとしていますが、内政と外交は切り分けられないのが国際政治の常識であり、国が内



大澤知事と正副会長

政に関与しないとするのは現実からかけ離れた空論です。TPPへの参加が国内農業に大きな打撃をもたらすこと一つをとってみても、これは明らかです。

国の外交力と経済力は無関係ではなく、産業政策や通商政策を「道州」に任せれば日本経済が活性化するなどというのは、グローバル経済における中央政府の役割を軽視し過ぎた妄想と言わざるを得ません。内政のほとんどから手を引き国民生活の二

ーズに対応しないような国（中央政府）が、国際舞台で信用され、交渉能力を発揮できるとは考えられません。例えば、防衛政策の一つである基地政策についても、基地周辺の安全確保、環境保全、振興政策など、内政

を切り離して考えることは不可能です。

このように、道州制が描く国家像は現実性を著しく欠いており、国家としての弱体化を招きます。国としての競争力、外交力及び防衛力が問われるこの時代に、差し迫った必要性もなく国民が納得できるメリットもないのに、巨額の税金を使い、道州制を導入することは、日本と競争関係にある他国を利するだけではないでしょうか。

道州制は、私達群馬県民が愛着を持ち、誇りにしている「群馬県」の存亡の問題でもありません。貴職におかれましては、道州制の幻想に惑わされることなく、反対の立場を鮮明にされま

1、地方交付税の充実強化及び「歳出特別枠」の確保について

総務部

地方交付税の有する地方公共団体間の財源の不均衡を調整する「財源調整機能」及びどの地域に住む住民にも一定の行政サ

ービスが提供できる「財源保障機能」は、町村の運営にとって不可欠なものでありますので、これらの機能を堅持すること及び交付税率を引き上げること並びに雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されている「歳出特別枠」を当面維持することについて、国への働きかけを引き続き要望いたします。

2、地方税の税収確保対策に係る群馬県税務職員の市町村派遣制度等の継続について

総務部

アベノミクスによる経済効果が徐々に浸透し、地方税の増収も期待されるなか、町村にとって貴重な財源である税収の確保を、継続的・確実に実施することが最重要課題となつています。

これまで、県における地方税収確保対策の一つとして実施している、税務に精通した県職員を町村へ派遣（併任）することでの県と市町村間の連携した取組は、徴収実績の向上に多大な効果を発揮してきました。さらに、平成二十三年から立ち上げられた地方税徴収対策推進会議の活動をおして、県との交流はもとより市町村間同士でも担当職員の相互交流が図られ、県と市町村間及び市町村同士の連携強化による協働作業が、着実に地方税全般の収入増に繋がっています。

ひきつづき、町村として健全な財政運営を継続し、地方分権

を推進していくためには、確実な自主財源の確保が必要であり、そのためには、さらに徴収体制を強化し整備していく必要があります。このため、これまでも増した徴収業務の強化、目標達成に向けた進行管理の徹底、中核職員の意識・技術向上、広域的な取り組みによる市町村相互の連携をより強固にすることが必要不可欠であると考えています。

つきましては、町村としても、さらに税務担当職員の資質向上や徴収体制整備に尽力していき

3、道州制推進論に対する群馬県の立場について

総務部

地方自治は、本来、住民が自己の属する自治体の政治行政の善悪や利害を敏感に感じる範囲で行うべきもので、あまり広大な地域や大人口の下では、実行し難いものです。属する社会のことを共に考え合うところから、同一自治体の住民としての責任、連帯意識や協力の心が育ち、名実共に自分達が地域社会

ますので、県と市町村及び市町村相互が連携した税収確保体制の強化を図り、地方税収の継続的な増加に繋がるよう、県におきましても平成二十七年以降も人員削減することなく、専任組織による県税職員の市町村派遣、合同滞納整理、合同公売や実務研修制度の実施、また、地方税対策会議及び地方税徴収対策推進会議等により、県と市町村が連携した税収確保体制の強化充実を図ることを望みます。

の主人公であると常に意識するようにになります。そして、そのことが住民の自治体に対する愛着、誇り及び責任、ひいては、国民の連帯感を醸成することになると確信いたします。

そのような住民の自治体に対する愛着、誇り及び責任、さらに、国民の連帯感を無視した道州制推進のための法律案が、地方自治の当事者である全国の町村・町村議会が反対しているにもかかわらず、地方分権改革の目指した方向性とは真逆の「国↓地方」の一方向的な関与を通じて国会へ提出されようとしています。

ます。このことは、憲法で保障された地方自治の理念を無視するものであるとともに、地方分権の意義にも反する暴挙と言わざるを得ません。

人口減少、少子高齢化、雇用情勢の悪化や想定される大規模災害など、今後日本社会が立ち向かわなければならぬ課題は多く、閉塞感が日本社会全体を覆っています。こうした閉塞感が覆う状況下で生まれやすいのが、抜本的・画期的な解決方法としての「改革」に対する幻想です。「道州制」という名の

「改革」も同様です。道州制を導入し、国の関与をやめて地方に任せれば、日本社会を覆う閉塞感が打破され、国力が強化され、国民の生活に幸福がもたらされるのでしょうか。むしろ、地域間の格差が拡大し、国民の連帯感は弱まり、かえって国は弱体化します。人口減少問題対策についても、子育て支援を推進する上で重要なことは、子供を地域ぐるみで育てる環境づくりであり、地域社会に密着した市町村行政の存在を揺るがしかねない道州制の導入は、むしろ少子化対策には逆効果をもたらすものと存じます。

群馬県におかれましては、都道府県制を自己否定せず、さらに「道州制」の幻想に惑わされることなく、私達群馬県民が愛着を持ち、誇りにしている「群馬県」を守るため、道州制推進論に対して反対の立場を鮮明にされますよう強く要望いたします。

群馬県におかれましては、都道府県制を自己否定せず、さらに「道州制」の幻想に惑わされることなく、私達群馬県民が愛着を持ち、誇りにしている「群馬県」を守るため、道州制推進論に対して反対の立場を鮮明にされますよう強く要望いたします。

総務部

4、消防団で使用する消防無線機購入及び消防団員確保に対する補助について

消防無線機は、火災時はもちろんのこと、近年増加する自然災害等の発生時、また、普段の訓練等に必須の装備品であり、住民の生命・財産を守ることを目的として活動する消防団に欠かせないものであります。現在、使用している消防無線機はアナログタイプであり、今後の広域消防の無線のデジタル化に伴い、消防団の消防無線機もデジタル化する必要がありますが、購入するには高額で大きな財政負担となります。

つきましては、消防団の装備充実を図り、有事の際の迅速か

つの確な対応、また、安全な活動を実施する上で重要な情報通信手段であるデジタル消防無線機の購入に対する補助を要望いたします。

さらに、就業構造の変化、少子化や過疎化により若者を中心とした消防団員の確保が難しくなっており、地域防災の要である消防団員の減少が続いている中、消防団員の確保に有効な機能別消防団員制度の導入や女性消防団員の採用などに必要な安全装備品の購入に対する補助も併せて要望いたします。

5、全国級スポーツ大会開催地自治体への財政支援及び人的支援について

生活文化スポーツ部

年間を通して全国級のスポーツ大会が県内で開催されておりますが、大会開催地となった地元自治体は多くの人的労務や多額の費用等、大きな負担を負っています。

機構改革や国・県からの交付金や補助金の減額による歳出カットにより、職員数も毎年減少しており、大会運営のための精

通した職員不足、施設整備にかかる多額の費用等、開催地の自治体は大変苦慮しております。特に費用面については、一般財源からの持ち出しはさることながら、多額の起債をして開催経費を捻出しているのが現状です。

スポーツ振興に貢献することは、重要な事ではありますが、今後も全国級大会を群馬県に誘致するには持続可能な体制をとることが不可欠です。開催地となった地元自治体の負担軽減のため、群馬県が開催地であるという認識のもと、地元自治体の負担を軽減するよう補助金の増額及び専門的な知識を持った職員の派遣等人的支援も含め、十分なバックアップ体制をとるよう要望いたします。

6、がん検診の受診率向上対策について

健康福祉部

がんは、我が国における死亡原因の第一位であり、早期発見により、がんによる死亡者を減少させることが重要な課題となっています。

そのためには、がん検診の受診率を向上させることが重要であり、平成二十四年六月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」においては、見直し前の基本計画に続き、がん検診の受診率を五〇^{パーセント}とする目標が掲げられています。（胃、肺及び大腸の受診率については当面四〇^{パーセント}）

国では、平成二十一年度から子宮頸がん検診及び乳がん検診、平成二十三年度から大腸がん検診で無料クーポンの配布を開始し、その結果、各がん検診の受診者数が増加しています。無料クーポンの配布により受診率の向上に効果が認められたことから、胃がん、肺がん検診にも無料クーポン配布制度の導入は有効と思われるので、同制度の実施に関する国への働きかけを要望いたします。

7、群馬県旅館ホテル耐震診断補助事業の継続について

健康福祉部

耐震改修促進法の改正に伴い、旅館ホテル耐震診断について、平成二十六年七月一日から

県の補助制度が施行されたとのことです。市町村は県と協調し、補助制度を整備しているところですが、年度当初から着手できない上に、冬季は、外からの耐震診断ができないことが予想されます。このことから補助事業を単年度で完了することが困難な状況です。

現在「平成二十六年度限り」となっている県費補助制度について、法律は耐震結果を平成二十七年末までに報告を義務付けていることから、平成二十七年においても県費補助制度を継続されるよう要望いたします。

8、風しん予防接種に対しての県費助成制度の創設について

健康福祉部

風しんは、大人が罹患すると子どもより重症化しやすいと言われております。特に妊娠初期の女性が罹患すると、生まれてくる子供が先天性風しん症候群を発症する可能性が高くなるため、これを防ぐことが重要です。全国的に流行することが懸念される中、県内では予防接種経費

に対する助成を全市町村が単独事業として行っています。つきましては、厳しい財政状況の中ではありますが、継続して事業を行うため、群馬県として助成制度を創設されるよう要望いたします。

9、少子化対策の観点から不育症に対する公費支援策について

健康福祉部

少子化問題は、人口減少や経済全般、社会保障、労働市場などに大きな影響を与える深刻な問題です。

総務省が発表した今年一月一日現在の住民基本台帳人口では、全国の自治体の八割で人口が前年に比べ減少し、民間研究機関によると、二〇四〇年までに二十〜三十代の若年女性が、半減する可能性がある自治体の数が八百九十六市区町村にのぼるとの衝撃的な試算が公表されました。

このような状況において、妊娠しても胎児が育たず、流産になってしまいう不育症に悩む方は一説によりますと二〜五^{パーセント}にも

上ると言われています。

この不育症の原因は、感染症、内分泌代謝異常、染色体異常、免疫学的原因、血液凝固異常など様々です。治療は、高度で専門的な知識が必要のため、不育症に詳しい医師の診断や検査・治療が必要となり、保険適用外治療は高額であるため治療を断念せざるをえないケースもあります。

つきましては、少子化対策の観点から、若い夫婦の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てる環境整備のため、補助制度の導入は必要と思われますので、国庫補助制度の創設に対する働きかけを要望します。

10、地域包括ケアシステムの構築・推進のためのバックアップ体制強化について

健康福祉部

これからの高齢者の医療・介護は、病院・施設完結型から、可能な限り在宅生活が続ける地域完結型へシフトし、住み慣れた地域で、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域づくりが求められます。

ます。

地域住民が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続するため、包括的な支援・サービスを提供する「地域包括ケアシステム」の構築は、市町村が実施主体となり、平成二十七年をスタートとする第六期介護保険事業計画の中核となります。

また地域における在宅医療体制の推進事業関連については「医療法」による医療計画（群馬県）の中に位置づけられます。人口減少が進む一方、高齢人口や一人暮らし高齢者が年々増加している状況の中、システム構築に向けた新たな地域支援事業等の実施は、財政状況が厳しい折、十分な職員体制もなく大幅な業務量の増大も見込まれ、多くの町村で今後の対応に苦慮する状況です。

ついては、県において個々の町村の実情を考慮し、全ての町村が地域の実情に合ったシステム構築に取り組めるよう、近隣市町村との連携や広域的な調整など支援をお願いしたい。

特に、在宅医療と介護の連携については、県が主導し、郡市医師会や関係事業者等との連携等に支援をいただくとともに、

介護及び看護従事者の確保に配慮いただくよう強くお願いいたします。

11、公共建築物等における木材の利用促進及び県産木材の需要拡大等に伴う県補助制度の拡充について

環境森林部

平成二十二年度「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定され、国では、公共建築物における木材利用の促進の基本方針を策定し、「可能な限り、木造化、木質化を進めるという方向性が明確に示され、地方公共団体等に対しても国の方針に即した主体的な取組を促しています。このことを踏まえ、国では公共施設等の

木造化・木質化を促進する支援措置を行っています。平成二十七年度も支援措置の継続が必要不可欠であります。

また、県でも、木材利用の促進や県産木材の使用を勧めています。一施設補助金上限三百万円（一人と木のふれあい推進事業）が主な補助事業となっています。

今後、公共建築物等における木材の利用促進及び県産木材の需要拡大等をさらに推進するためには、財政的に脆弱な自治体にとって、経費負担の軽減を図ることが事業の加速化となります。国は、国庫補助制度の創設を強く要望いたします。

12、指定廃棄物最終処分場に関する群馬県の対応について

環境森林部

東京電力福島第一原子力発電所事故については、東京電力はもとより原子力政策を推進して

特に、本県においては、本県産品の東アジアにおける輸入規制があり、「ぐんまブランド」が傷ついています。指定廃棄物を保管している各県は原発事故の被害県です。

そのような状況の中で、国は指定廃棄物の最終処分場を各被害県内に建設するため、該当県の市町村長に指定廃棄物最終処分場建設地の選定基準の設定に参画させ、最終処分場建設地の選定についての連帯責任を負わせようとしています。原発事故に関して無過失の市町村長に連帯責任を負わせるべきではなく、国の責任において問題解決すべきです。群馬県においては国に対し適切な対応をお願いいたします。

なお、群馬県の町村は、農業又は観光業が基幹産業になっている地域特性から、風評被害については止めることができないこと並びに安全性に関する住民の理解及び安心感を得られないことにより、最終処分場建設を受け入れることはありません。

群馬県におかれては、実害及び風評被害を受けている被害県としての立場をご認識のうえ、

県内の一部の市町村及び住民に最終処分場設置に伴う耐え難い苦痛を長期間にわたり受忍させることなく、全県民の安全・安心感を守るため及び風評被害から全県民の生活を守るため、県内自治体の先頭に立って適切に対応願います。

13、有害鳥獣対策について

環境森林部・農政部

鳥獣害対策については、県においても鳥獣被害対策支援センターを中心に、わな猟免許の普及のための講習会を開くなど、野生鳥獣による農林水産物の被害対策に取り組んでいただいておりますが、サル、クマ、イノシシ等の有害鳥獣による被害は年々深刻化しており、近年、ニホンカモシカによる被害も顕著となっております。

関係機関が協力して個体数調査と迅速な被害防止対策及び監視体制の強化を行い、被害が減少できるよう、引き続き、県としての適切な対応をお願いいたします。

加えて、捕獲従事者の育成及び農家の負担が軽減されるよう

実質的な県費助成措置等も併せて要望いたします。

14、平成二十九年度群馬デスティネーション誘致について

産業経済部

「富岡製糸場と絹産業遺産群」が世界文化遺産に登録され、日本はもとより世界からも群馬県が注目を浴びています。また、東京オリンピック、パラリンピックの開催を平成三十二年に控え、日本を訪れる観光客の増加が見込まれます。

平成二十三年の群馬デスティネーションキャンペーンでは、震災の影響があったにもかかわらず、多数の観光客を群馬県へ誘致することができました。

JRのデスティネーションキャンペーンは、観光客誘致の手段として非常に有効でありますので、群馬県におかれましては、開催地未定の平成二十九年度デスティネーションキャンペーン誘致に向け、この絶好の機会を逃さぬようJRに対し積極的な働きかけをお願いします。

15、高速道路を跨ぐ市町村が管理する橋梁の補修工事について

県土整備部

関越自動車道及び上信越自動車道が掘割形式となっている山間部は、高速道路を跨ぐ多数の橋梁があり、開通後二十年から三十年を経過し劣化等で傷んでおります。

近年、大きな事故があったのも劣化が原因であり、点検、補修が急務となっております。し

かし、市町村が個別に通行制限し点検調査、補修工事をするのは財政的にも限界があり事実上不可能です。

県内外の関係十四市町村は「高速道路を跨ぐ市町村が管理する橋梁整備を考える会」を結成し、昨年国へ要望しておりますが、いまだ進展がありません。

つきましては、高速道路を跨ぐ市町村が管理する橋梁の補修工事を、国又は高速道路会社の責任及び負担により実施するよう働きかけをお願いいたします。

16、「浄化槽エコ補助金制度」と「浄化槽市町村整備事業における転換補助率四分の一」の継続について

県土整備部

浄化槽への転換がより一層促進されております。住民負担額を軽減する「浄化槽エコ補助金」を継続していただくことにより県内市町村において合併処理浄化槽への転換が促進され、全国的に低い群馬県の汚水処理人口普及率の向上と更なる公共用水域の水質改善が図られることが期待できます。

また、財政的に脆弱な自治体にとっては平成二十五年度から「浄化槽市町村整備事業における転換補助率」が六分の一から四分の一に引き上げられたこと

も汚水処理事業を運営する中で大きな財政的援助となつております。

つきましては、平成二十七年においても「浄化槽エコ補助金制度」及び「浄化槽市町村整備事業における転換補助率四分の一」の継続を要望いたします。

17、流域下水道維持管理に係る県負担及び流域下水道建設費の県負担について

県土整備部

下水道事業については地域の水質汚染の改善や生活環境の向上を図るために不可欠なものであり、県及び市町村は下水道の整備を推進しているところで

す。利根川左岸流域下水道（西邑楽処理区）（構成市町は太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町。群馬県が設置管理を行う。）では、従前から「利根川左岸流域下水道（西邑楽処理区）の維持管理に要する費用の負担等に関する覚書」により、維持管理負担金を県と構成市町にて負担しております。

しかし、平成二十五年の県下

水環境課主催の会議において、県から平成二十五年度中に構成市町と協議が整い次第、維持管理負担金の県負担分を廃止したいとの申し出があり、これを受け県・構成市町で協議を重ねましたが、平成二十六年五月末現在協議は整っておりません。

維持管理負担金の県負担分廃止は構成団体に多大の負担を強いるものであり、覚書を交わした際の経緯や、協議が平行線のみであること等を考慮いた

き、平成二十七年年度においても従前のとおり県の負担をお願いいたします。

さらに、今後、県では、西邑楽水質浄化センター等の建設費負担金の県費負担分について、資本費回収をする方針であると前記申し出と同時に提案がありましたが、これも構成団体に多大の負担を強いるものであり受け入れられませんので、従前どおり県の支援をお願いいたします。

19、金精峠の通年開通について

県土整備部

片品村と栃木県日光市を結ぶ、日本ロマンチック街道の一部である国道二二〇号線（金精峠）については、積雪のため冬期間閉鎖が四か月にも及びます。一年を通して通行できれば、広域的観光ルートとして両県にとって経済効果が期待でき、地域の活性化にもつながりますので、金精峠が通年通行できるよう、また、通年開通することが難しい場合は、新たなトンネルを設けることを国へ働きかけていただくよう要望いたします。

20、社会資本整備総合交付金の予算確保について

県土整備部

平成二十二年度に創設された社会資本整備総合交付金は、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業やソフト事業を総合的・一体的に実施することにより、自由度が高く、自治体の創意工夫を生

かせる総合的な交付金として、大きな成果を上げてきたところです。

しかし、平成二十六年年度については補助要望額に対する交付額が大幅に削減されてしまい、事業の進捗に重大な支障をきたしている状況です。

交付金が創設された翌年から五箇年計画として進めている事業においては、社会資本整備計画を作成し、平成二十七年年度までの整備事業として行っており

ますが、交付額が削減されてしまふと事業が立ち行かなくなってしまうようです。

また、他にも県事業であります国道バイパスの供用開始に合わせて、供用開始する道路整備計画にも影響が生じてしまふようです。

つきましては、事業計画の目標を達成するため、交付金の確保を国に働きかけていただくよう要望いたします。

21、上信自動車道の早期完成について

県土整備部

吾妻地域には上信越高原国立公園があり、また豊かな自然と温泉地を有する全国有数の観光地でありながら、高速交通網から取り残されております。

上信自動車道は、群馬県渋川市から吾妻郡を経由し、長野県東御市に至る約八〇キロメートルの「地域高規格道路」であり、これが完成すれば、首都圏のみならず、中部、関西方面への農産物物流の動脈、交流人口の増加による

観光振興はもとより、吾妻地域の雇用の創出や地域経済の活性化につながります。

現在、八ッ場バイパス区間がすでに完成し、渋川市から八ッ場バイパス区間までは全線整備区間に指定され工事が着実に進捗しておりますが、八ッ場バイパス区間から長野県の間が調査区間となっております。

つきましては、八ッ場バイパス区間から以西の整備区間指定と上信自動車道の早期完成を国へ働きかけていただくよう要望いたします。

18、「地域公共交通網形成計画」の群馬県における策定について

県土整備部

人口減少地域において地域の活力を維持し、強化するためには、地域公共交通ネットワークを確保することが喫緊の課題となっております。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」の成立により、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を図るための「地域公共

22、スクールソーシャルワーカーの配置拡大について

教育委員会

本会からの昨年の要請事項に基づき、全公立小中学校へのスクールカウンセラーの配置及びスクールソーシャルワーカーの三教育事務所（中部・西部・東部）への配置を行っていたが、学校におけるカウンセリング機能が充実されました。

つきましては、複雑多様化する問題に迅速に対応するため、吾妻教育事務所及び利根教育事務所へもスクールソーシャルワーカーの配置を要望いたします。

23、群馬県社会教育主事特別派遣事業の継続等について

教育委員会

「群馬県社会教育主事特別派遣要綱」に基づく、群馬県教育委員会社会教育主事の県費による広域派遣を受けている町村では、社会教育行政充実のために、

非常に有効な制度として定着しています。

住民が心豊かに生活するために、社会教育のより一層の充実が求められており、これからの社会教育には、単に個人の趣味・教養を充実させるだけでなく、地域住民として対処が必要課題の学習や、地域の問題を解決するための活動に住民参画を効果的に促進すること

が求められており、社会教育を担う社会教育主事に課せられた責務と期待は増大しています。

このような状況の中、人口減少が著しい中山間地域の町村では、財政健全化のために、あらゆる行財政改革を推進中であり、職員数の大幅な削減努力も継続しているところです。

小さな町村では、社会教育分野の専門的知識、経験を蓄積し、

大澤知事へ知事選への立候補を要請

群馬県町村会では、理事会を開き、現職の大澤知事が今後とも群馬県知事として最適任者であるとし、時期が迫っている群馬県知事選挙への立候補要請をすることを全会一致で決定した。

これに伴い、昨年十月二十一日、宮前町村会長、貫井町村会副会長及び恩田町村会副会長が県庁を訪れ、今年夏に行われる群馬県知事選挙に立候補するよう大澤知事に要請書（別掲）を手渡した。

群馬県知事選挙への立候補要請書

日頃から県政発展のためご尽力されていることに感謝申し上げ

社会教育現場で活用できる人材を育てることは、非常に困難な状況にあり、群馬県社会教育主事の特別派遣はこれを助ける唯一の手段であり、ほかに効果のある施策は見当たりません。教育の機会均等は、社会教育においてもなされるべきであり、厳しい財政事情の中、創意工夫し、住民サービスに努める町村の苦しい実情をご理解いただき、群

馬県社会教育現場で活用できる人材を育てることは、非常に困難な状況にあり、群馬県社会教育主事の特別派遣はこれを助ける唯一の手段であり、ほかに効果のある施策は見当たりません。教育の機会均等は、社会教育においてもなされるべきであり、厳しい財政事情の中、創意工夫し、住民サービスに努める町村の苦しい実情をご理解いただき、群

げます。

大澤知事におかれましては、知事就任以来、一貫して県民の安全・安心の確保に努めながら、社会基盤づくりに心血を注がれ、群馬県に数々の活力の種を蒔いて来られました。

また、自ら地域を回り、市町村が抱える諸問題を真摯に受け止め、群馬県民のために全力で邁進されています。

群馬県町村会は、道州制推進論に対して反対の立場をとられている大澤知事こそが今後本県のリーダーとして群馬県を大きく羽ばたかせることができると確信しております。

馬県社会教育主事の特別派遣事業を、是非とも継続していただきますようお願いいたします。

また、現在、原則的に実施されております広域にわたる複数町村への派遣では、派遣される職員の負担も想定以上に大きく、期待される派遣効果が損なわれることが危惧されるため、単独町村への派遣とする制度への拡充を併せて要望いたします。

大澤知事には、再度、来年の群馬県知事選挙に立候補されるよう、強くこれを要請いたします。

当選町村長紹介



中之条町
伊能 正夫

一九五一年四月三日中之条町生まれ。六十三歳。趣味は切り絵、釣り。座右の銘は、「為せば成る」。これまで読んだ本で感動したのは「里山資本主義」日本経済は「安心の原理」で動く」

平成27年度 法令外負担金等規制委員会を開催

群馬県市長会及び群馬県町村会が事務局となり、十二市長及び県町村会理事で構成する法令外負担金等規制委員会が、平成二十六年十一月十四日に群馬県市町村会館特別会議室で開催され、規制対象四十九団体から提出された平成二十七年都市町村負担金の取り扱いについて審議した。

平成二十七年都市町村負担金については、これまでの審査方針に加え、県と市町村の負担のあり方に関して抜本的に見直すための重点方針に基づき慎重審議した結果、次のとおり各団体の法令外負担金を規制することを決定するとともに、関係団体へ協力要請した。

I 審査結果

【26ページのとり】

II 平成二十六年 法令外負担金等の 審査方針

審査方針の重点化について

市町村が支出する各種団体への法令外負担金等については、

市長会及び町村会が結束し、負担の抑制化に努めてきたところであるが、市町村財政が依然として厳しい現状と行財政改革を尚一層推進する観点から、県との負担の公平化や適正化等に向けた抜本的見直しを図っていくことが昨年の規制委員会において決定したところである。

かかることから、平成二十七年の法令外負担金等における審査方針については、従来の審査方針に加え、下記事項を重点化する。

なお、各市町村長においては、規制対象団体の役職に就いている場合、当重点方針を遵守すべく積極的な指導・役割を果たすものとする。

記

(1) 県補助・負担額について

県又は県の関係団体が事務局を担当する団体において、県補助・負担額がなく、県として推進すべき事業である場合、県との負担の公平化を図るため、平成二十七年の市町村負担金は半額とする。

(2) 下部団体（市町村団体）との二重負担について

市町村単位にも同じ趣旨の団体がある場合、市町村負担の適

正化を図るため、県団体への負担の廃止を含め、厳正に審査を行う。

(3) 上部団体（全国団体等）納入額について

上部団体納入金の財源に市町村負担金を充てることは原則として認めない。認められた場合は、納入金相当の負担を減額する。

(4) 繰越金について

平成二十五年決算における収支残額（翌年度繰越金）が歳出決算総額の三分の一以上を占め、かつ、その収支残額が市町村負担金総額を上回っている場合、負担の適正化を図るため、平成二十七年の市町村負担金は半額とする。

従来の審査方針

(1) 事業内容の聴取の中で不要不急の選別を実施する。

(2) 継続する各団体に対する負担金の額は、原則として次のとおりとする。

ア 当該団体における市町村負担金の総額は、前年度同額以内

イ 事業費を構成する各項目の積算単価は、前年度同額

以内

ウ 事業費に対する比率による負担率は、前年度同率以内

(3) 新規に負担金を必要とする団体は、原則として認めない。

(4) 既存の団体にあっても、事業目的及び効果が薄いものについては、負担の停止又は負担期限の設定を行い順次廃止する。

(5) 団体の人件費に係る経費の負担は、原則として増額しない。

(6) 市町村負担金のみを財源としている団体等について、次の各項に該当するものは原則として負担金を廃止する。

ア 前年度の規制委員会において決定された事項を遵守しない団体

イ 自治体職員の表彰等の経費を支出している団体

(7) 上部団体へ多額の会費・負担金等を納めるために市町村負担金を徴収している団体については、減額も含め検討する。



団 体 名	委員会決定事項
群馬県防衛協会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
群馬県広報協会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
群馬戸籍住民基本台帳事務協議会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
群馬県消防長会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
群馬県地域づくり協議会	繰越金の適正化に鑑み、平成27年度市町村負担金は半額とする。
群馬県都市計画協会	平成26年度市町村負担金算出方法のとり
群馬県街路事業促進協議会	繰越金の適正化に鑑み、平成27年度市町村負担金は半額とする。
群馬県農業会議	市町村負担金の減額に努めること。なお、上部団体納入金の減額を全国団体に要請すること。
全国山村振興連盟群馬県支部	平成27年度市町村負担金算出方法のとり。ただし、上部団体納入金の減額を全国団体に要請すること。
群馬県治山林道協会	県負担がなく、公平化に鑑み、市町村負担金を平成26年度の半額とする。なお、上部団体納入金の減額を全国団体に要請すること。
群馬県国土調査推進協議会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり。なお、県負担がなき場合は翌年度に市町村負担金を半額とする。
群馬県道路協会	県負担がなく、公平化に鑑み、市町村負担金を平成26年度の半額とする。
群馬県河川協会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
群馬県用地対策連絡協議会	繰越金の適正化に鑑み、平成27年度市町村負担金は半額とする。
群馬県治水砂防協会	県負担がなく、公平化に鑑み、市町村負担金を平成26年度の半額とする。なお、上部団体納入金の減額を全国団体に要請すること。
ダム・発電関係市町村全国協議会群馬県支部	平成27年度市町村負担金算出方法のとり。ただし、上部団体納入金の減額を全国団体に要請すること。
公益財団法人群馬県観光物産国際協会	会費については、市町村負担とし、負担金については、市町村観光協会等に求めること。なお、負担金については、引き続き事業の精査を行い、事業費の縮減と算出方法の適正化に努めること。ただし、外国人未払医療費分を除く。
社会福祉法人群馬県社会福祉協議会	規制対象外とする。
群馬県保育協議会（県社協保育部会）	規制対象外とする。
群馬県老人福祉施設協議会	規制対象外とする。
公益財団法人群馬県防犯協会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
群馬県簡易水道協会連合会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
日本水道協会群馬県支部	当分の間、負担金は無しとされたい。
群馬県合併処理浄化槽普及促進協議会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり。ただし、上部団体納入金の減額を全国団体に要請すること。
群馬県一般廃棄物処理施設等連絡協議会	県負担との公平化に鑑み、県負担金及び市町村負担金の総額を15万円以内とする。ただし、県負担金がなき場合は翌年度に市町村負担金を半額とする。

団 体 名	委員会決定事項
群馬県下水道協会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
群馬県市町村教育委員会連絡協議会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり。ただし、上部団体納入金の減額を全国団体に要請すること。
群馬県町村教育長会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり。ただし、上部団体納入金の減額を全国団体に要請すること。
群馬県小学校長会	県負担がなく、公平化に鑑み、市町村負担金を平成26年度の半額とする。なお、個人会費については、個人負担の原則に鑑み、適切に処理すること。また、上部団体納入金の減額を全国団体に要請すること。
群馬県中学校長会	県負担がなく、公平化に鑑み、市町村負担金を平成26年度の半額とする。なお、個人会費については、個人負担の原則に鑑み、適切に処理すること。また、上部団体納入金の減額を全国団体に要請すること。
群馬県中学校体育連盟	平成27年度市町村負担金算出方法のとり。なお、会費については、個人負担の原則に鑑み、適切に処理すること。また、上部団体納入金の減額を全国団体に要請すること。
群馬県公民館連合会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
群馬県図書館協会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
群馬県へき地教育振興会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
群馬県へき地教育研究連盟	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
群馬県スポーツ推進委員協議会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり。ただし、個人会費については、個人負担の原則に鑑み、適切に処理すること。
群馬県小学校中学校教育研究会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
群馬県特別支援教育研究会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり。ただし、上部団体納入金の減額を全国団体に要請すること。
群馬県国公立幼稚園教育研究会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
群馬県学校保健会	規制対象外とする。
群馬県学校保健給食研究会養護教諭部会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
群馬県学校栄養士会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり。ただし、個人会費については、個人負担の原則に鑑み、適切に処理すること。
群馬県公立小中養護学校事務研究会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
群馬県社会教育委員連絡協議会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
群馬県人権擁護委員連合会	規制対象外とする。
全国町村下水道推進協議会群馬県支部	繰越金の適正化に鑑み、平成27年度市町村負担金は半額とする。
群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会	平成27年度市町村負担金算出方法のとり
公益社団法人被虐待者支援センターすてっぷぐんま	増額を認めず、平成26年度市町村負担金算出方法のとり

安い掛金で大きな補償！

全国町村職員生活協同組合は、町村等職員が組合員となっていただく職域生協です。
町村等職員であればどなたでもご加入いただけます。退職後も、継続利用いただけます。
剰余金の割戻もあります。剰余金が生じたときは、払込共済掛金に応じて剰余金を割戻します。

火災共済事業

掛金と共済金額

火災共済掛金は、1口10万円につき60円

契約最高限度額は、600口、6,000万円が限度です

共 済 契 約 の 最 高 限 度			
区 分	加入口数	共済金額	共済掛金（年額）
建物のみの場合	400口	4,000万円	24,000円
動産のみの場合	200口	2,000万円	12,000円
建物と動産を併せた場合	600口	6,000万円	36,000円



自動車共済事業

- ① 事故解決のため、全国に査定専門員を配置し、示談交渉サービスを行っています。
- ② 24時間年中無休の事故受付。フリーダイヤルによる夜間・休日の事故受付及び事故現場での対処方法など緊急時の相談業務を行っています。
- ③ 万が一事故を起しても、掛金額が上がることはありません！

掛金

用途及び車種区分 共済金額			共 済 掛 金（ 年 額 ）			
			自家用普通・小型乗用 （660cc超）	自家用軽四輪自動車 （660cc以下）	自動二輪車 （125cc超）	原動機付自転車 （125cc以下）
A 型	対人賠償共済	無制限	30,000円	19,000円	17,000円	12,000円
	対物賠償共済	1,000万円				
	自損事故傷害共済	1,500万円				
	限定搭乗者傷害共済	500万円				
B 型	対人賠償共済	無制限	33,000円	21,000円	20,000円	14,000円
	対物賠償共済	無制限				
	自損事故傷害共済	1,500万円				
	限定搭乗者傷害共済	1,000万円				

下記の共済金をお支払します。



◎対物賠償共済金
(他人の財物を壊したとき)

◎限定搭乗者傷害共済金
(同乗の家族が死傷したとき)

◎対人賠償共済金
(他人を死傷させたとき)

◎他車運転特約共済金
(他人の車を運転中に事故にあったとき)

◎無共済等自動車傷害共済金
(無保険車との事故で死亡・後遺障害となったとき)

◎自損事故傷害共済金
(単独事故で死傷したとき)

車両共済(保険)

ご自身のお車を補償します。町村生協の自動車共済に既にご加入の場合
無料のロードアシスタンスもついてきます。
(町村生協の自動車共済とは別に加入手続きが必要です)

最高41%OFF

お問合せ
資料請求は



〒371-0846 前橋市元総社町335-8 市町村会館6F
全国町村職員生活協同組合群馬県支部(群馬県町村会内)
TEL 027-290-1352 / FAX 027-255-5302
Homepage <http://www.zcss.jp/>



さらなる共生の町へ

群馬県町村議会議長会理事
(大泉町議会議長)

森 昌彦

新年あけましておめでとうございます。

今年(ひつじ)年です。羊には、「おとなしい」「群れになる」というようなイメージがありますが、何よりも羊の毛(ウール)には、暖かさがあります。皆さんが色々な意味で暖かく過ごせる年でありま

う、ご祈念申し上げます。

大泉町は、県の東南部に位置し、地形は平坦で、東は邑楽町、千代田町に接し、西から北にかけて太田市、南は利根川をはさんで埼玉県熊谷市と隣接しています。面積は一七・九三^{キロメ}と県内市町村中最も小さな町です

推進し、日本を代表する優良企業が進出し、北関東でも屈指の工業都市となっており、また、県下の市町村に先駆けて用途地域の指定を受け、土地区画整理事業による優良宅地の供給をはじめ、街路や公園等の都市施設整備を積極的に進め、良好な都市景観を実現しています。

その後、住民の約一六^{パーセント}が外国人となり、生活・教育・防災など新たな課題も発生しました。外国人登録制度においては所在の確認が困難で、多くの行政サービスに支障が出ており、本町は、平成十三年から開催されている外国人集住都市会議に参加し、外国人との共生に向けた施策の実現に積極的な活動を行い、その成果として、外国人の住民台帳制度の導入が実現しました。

今後の議会活動について
大泉町議会では、これまでも閉会中の継続調査申出による常任委員会の月例実施や、政務活動費の導入など、先進的な議会改革に前向きに取り組んできました。

前期の議会において議会改革特別委員会設置し、調査研究を行い、平成二十四年六月定例会より本会議インターネット中継配信を実施、更に平成二十四年十二月定例会において、大泉町議会基本条例及び大泉町議会議員の政治倫理に関する条例を制定し、議員定数については、平成二十五年四月の選挙から十八人から十五人となりました。

そして改選後に新たに議会改革調査特別委員会を設置し、常任委員会の数、議会運営委員会の人数について調査研究を行い、常任委員会の数を三から二に変更しました。その後、特別委員会を中心に議会報告会の開催に向け準備を行い、平成二十六年五月に議会報告会を実施しました。



が、そこに約四一、〇〇〇人弱が居住するにぎやかな町です。昭和三十一年、大川村と小泉町が合併して誕生した大泉町は、昭和三十五年首都圏整備法に基づく市街地開発区域(現都市開発区域)の指定を受け、以来工業誘致や市街地整備を積極的

この間、工業出荷額の増加に対し、労働力不足が生じ、中小企業を中心とした不法就労者の雇用による問題が深刻化しました。平成二年、「日系人に対して就労を制限しない」という入管法改正を受け、当時経済情勢の悪化していたブラジルから、本町は多くの労働者を積極的に受け入れました。

町内の中小企業が協議会を組織し、企業、地域と行政が共生に向けて努力を重ねた結果、出稼ぎではなく定住の地として、また国際色豊かな共生の町として全国的に有名な町となりました。

外国人との共生については、毎年多くの議会から視察を受け入れているところでございますが、私も議会もしっかり調査研究を行い、また町の施策を注視し、共生の進んだ素晴らしい町、住みよい町となるよう一層の努力をしまいたいと考えております。

今後についても「住民とともにある議会」を目指し、活動の発展に向けて鋭意努力してまいりたいと考えております。

町村のさらなる 振興発展をめざして



町村議会議長全国大会を開催

昨年十一月十二日、東京・NHKホールにおいて、全国の町村議会議長など関係者約千七百人が出席するなか、「町村のさらなる振興発展をめざして」をメインテーマに、第五十八回町村議会議長全国大会が開催された（本大会において、第三十九回豪雪地帯町村議会議長全国大会も併せて開催）

大会は、国歌斉唱の後、海外出張中のため出席が叶わなかった安倍内閣総理大臣から寄せられた「小さな町や村こそが我が国の美しさの原点である」と考える。各町村・地域が元気になって、初めて我が国の未来は開かれていく、これが私の確信である」というメッセージが披露された。

続いて、来賓の赤松衆議院副議長、山崎参議員議長、高市総務大臣、石破地方創生担当大臣、谷垣自由民主党幹事長、藤原全国町村会長がそれぞれ祝辞を述べ、蓮会長（香川県会長）の開

大会終了後、「日本の将来―農山村と都市の共生」と題し、東京大学名誉教授の大森彌先生による特別講演が行われた。

講演会終了後には、要望、決議及び特別決議の実現に向け、郡町村議会議長会ごとに本県選出の国会議員へ要請活動を展開した。

第五十八回町村議会議長全国大会

宣

言

我々町村は、国民の生命を支

えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業

を創出し、個性あるまちづくりを進めてきた。

しかしながら、都市部では景気回復の兆しが見られるものの、町村は、少子・高齢化や過疎化の中で、依然として厳しい経済・雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退している。

加えて、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故による影響は、被災地のみならず我が国社会全体に及んでおり、本格的な復興に向けてまだまだ多くの課題が山積している。

特に、福島県の楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村においては、大震災から三年八か月が経過したが、行政の拠点となるべき役場を故郷の地に設けることができず、未だ仮役場にて業務を行わざるを得ない状況に置かれている。

今こそ、英知と決断、そして迅速な対応により本格的な復興への取組みを加速化させるとともに、地方の創生と人口減少の克服を図り、町村の自治能力を高め、都市と農山漁村が「共生」しうる社会を強力に進めていくことが重要である。

国は、地方分権改革を推進するため、本年、「第四次一括法」

を制定するとともに、新たに「提案募集方式」を導入したが、依然として残された課題は多く、これまで以上にきめ細かく町村の声に耳を傾け、真の分権型社会が実現されることを強く期待するものである。しかし、地方分権とは似て非なる道州制の導入に対しては、断固として阻止しなければならない。

我々議会は、本日、「第五十八回町村議会議長全国大会」を開催し、町村のさらなる振興発展をめざし、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

決

議

一、東日本大震災からの復興及び大規模災害対策の確立を期する

一、道州制導入阻止と分権型社会の実現を期する

一、町村財政の強化を期する

一、議会の機能の強化を期する

一、農林水産業振興対策の強化を期する

一、中小企業振興対策の強化を期する

一、環境保全対策の推進を期する

一、情報化施策の推進を期する

一、地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善を期する
一、少子化対策の推進及び社会福祉対策の強化を期する

東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議

東日本大震災から三年八か月が経過し、この間、被災自治体の懸命の努力と全国の自治体関係者の連携・協力等により、本格的な復興に向けた取組みが、着実に進められてきているが、その歩みは遅い。

被災地の一日も早い本格的な復興は、長期にわたる避難生活を強いられられている方々をはじめ、日本国民全体の願いである。国は地方と力を合わせ、今こそ、英知と決断、そして迅速な対応により、本格的な復興への取組みをスピードアップすることが望まれる。

特に、東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束を図るとともに、帰還が困難な被災者及び復興が遅れている市町村への支援を強化すべきである。

一、教育・文化の振興を期する
一、交通及び生活環境の整備促進を期する
一、消防体制の強化を期する

また、将来、想定される南海トラフ巨大地震、首都直下型地震、東海地震等の大地震や台風、集中豪雨等による大規模災害に備え、災害対策を強化すべきである。

よって、左記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

一、被災自治体において、地域の主体性を生かした復興が計画的かつ着実に進められるよう、復興が完了するまでの間万全の予算措置を講じること。

また、被災地の復興事業の執行状況を十分把握し、復興の加速化に向けて、有効な対策を早急に講じること。

二、被災自治体に対する人的支援等が中・長期にわたり円滑に行えるよう、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。

また、被災自治体における膨大な事務負担の軽減を図るため、事務手続きの緩和・簡素化の措置を講じること。

一、国土政策の推進を期する
一、基地対策の推進を期する
一、過疎、豪雪及び離島等の特定地域の振興を期する

三、地域産業の復興支援のため、「農業・農村の復興マスタープラン」及び「水産復興マスタープラン」に基づく施策を着実に実施するとともに、震災や風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、税財政支援や金融支援等、各支援策の拡充・強化を図ること。

四、復旧・復興に係る公共事業の円滑な施行を図るため、建設業の人手不足・資材の不足や高騰について、早急に対策を講じること。

また、地震・津波によって被害を受けた鉄道、道路、防潮堤等のインフラ整備を早急に行うこと。

五、国内外の英知を結集し、国が前面に立ち、総力をあげて、汚染水問題の根本的解決など福島第一原子力発電所事故の早期収束を図るとともに、廃炉工程表に基づき安定かつ着実に進めること。

六、原子力事故により生じた直接被害や風評被害及び地方公

共同体の減収等の損害について、損害の範囲を幅広くとらえ、全て賠償の対象とするこ
と。

七、「大規模災害からの復興に
関する法律」等が円滑に運用
できるよう、町村に対し、技
術的・財政的支援を行うこ
と。

また、台風、集中豪雨等に
よる大規模災害に対応するため、
早急に必要な法制度の整備及び
対策を講じること。

真的分権型 社会の実現に 関する特別決議

地域のことは、地域が責任を
持つて決める。このことこそが
地方分権改革の基本であり、真
の分権型社会を実現させるまで
この歩みを止めてはならない。

政府は、本年、国から地方公
共団体及び都道府県から政令指
定都市への事務・権限の移譲を
定める第四次一括法を成立させ
るなど、地方分権の推進に向け
た取組みを進めてきたところだ
がある。

しかしながら、国と地方の二

重行政の解消や権限・事務・税
財源の一体的な移譲、義務付
け・枠付けの更なる見直し等、
地方分権改革に関する課題は、
依然として多く残されており、
町村が地域の実情に応じて、自
らの発想で特色を持ったまちづ
くりができるためには、更なる
地方分権改革を着実に推進する
必要がある。

よって、左記事項の実現を図
るよう、強く要請する。

記

一、国と地方の役割分担の見直
しにあたっては、町村の意見
を十分に踏まえ、一体的に権
限・事務・税財源の移譲を進
めること。

二、義務付け・枠付けの廃止・
縮小と条例制定権の拡大を図
ること。その際、町村が条例
化に向けて検討を行えるよう
適切な情報提供を行うこと。

三、地方分権改革における「提
案募集方式」については、提
案実現に向け積極的に検討
し、提案が反映されるように
すること。

四、国と地方の二重行政の解消
等による行政の簡素化を図る
こと。

五、法令によって都道府県から

市町村に権限移譲を行うにあ
たって、市町村の名称のみで
差を設けることなく、市町村
と十分協議すること。

六、全国画一的な制度を見直し、
町村の地理的状況や文化・歴
史等を踏まえ、町村が主体的
に選択、実施できる制度の検
討を進めること。

道州制の 導入に断固 反対する特別決議

我々町村議会は、平成二十年
の町村議会議長全国大会以来、
あらゆる機会を通じて、道州制
の導入には反対であることを政
府・国会に対し、強く要請して
きた。

しかしながら、政府・国会議
員や財界主導により、また大都
市中心に道州制導入に向けた議
論が進められており、与党にお
いても道州制導入を目指す法案
を国会へ提出する動きをみせる
など、依然として予断を許さな
い状況にある。

道州制が導入された場合、事
務権限の受け皿という名目のも
と、ほとんどの町村においては、

事実上の強制合併を余儀なくさ
れ、結局は大都市やインフラ整
備が整った中心地域にヒト・モ
ノ・カネが一極集中し、地域間
の格差はますます拡大するおそ
れが極めて強い。

加えて、効率性や経済性のみ
を優先し、一方的に再編された
「基礎自治体」や道州では、現
在の市町村や都道府県に比べ、
住民と行政との距離が格段に遠
くなり、住民自治が衰退してし

まうことは明らかである。

町村税財源の 充実強化に 関する特別決議

多くの町村においては、これ
までも若者の流出などによる地
域人口の減少に伴い、地域経済
の活力低下、地域の伝統・文化
の継承の危機に直面し、必死の
思いをもって、維持・保全に努
めてきているが、依然として多
くの課題を抱えている。

このような中、徹底した行財
政改革を断行するとともに、厳
しい財政状況のもと、各種の対
策に取り組んできているところ
であるが、これまでも増して

まうことは明らかである。

このような道州制は、地方分
権とは似て非なるものであり、
国を弱体化させるものである。
むしろ今行うべきことは、多様
な自治体の存在を認め、地域の
自主性・自立性を高めることを
主眼とする地方分権改革を積極
的かつ着実に推進していくこと
である。

よって、道州制の導入には断
固反対する。

活力のある持続可能な地域づく
りを進めていくためには、地方
の社会保障財源の安定的確保、
税源移譲と偏在性の少ない安定
的な地方税体系の構築を進める
とともに、大都市への税財源の
一極集中を是正し、地方交付税
の還元・増額と合わせ、一般財
源の充実強化が不可欠である。

平成二十七年予算の編成に
あたっては、社会保障関係の経
費が年々増大を続ける中、地方
が自己責任を十分果たせるよ
う、地方財政計画において財政
需要を適切に反映した上で所要
の財源を的確に確保すべきであ
る。

よって、左記事項の実現を図
るよう、強く要請する。

記

一、偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の拡充を図ること。

二、地方交付税の法定率の引き上げを図るとともに、基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映するための割増算定の拡充を図ること。

三、法人実効税率の見直しにあたっては、法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを前提とし、地方財政に影響を与えないようにすること。

四、固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の關係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。

五、自動車関係諸税の見直しにあたっては、町村にとつて極めて貴重な財源であることから、町村財政へ影響を及ぼすことのないよう、確実に代替財源を確保すること。

六、ゴルフ場利用税は、道路整

備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な關係を有し、本税の十分の七が町村の貴重な財源となつていことから、現行制度を堅持すること。

七、森林の整備・保全を町村が実施していることに鑑み、「地球温暖化対策のための石油炭税の税率の特例措置」による収収の一定割合を森林面積に応じて譲与すること。

地方創生と

人口減少克服に
関する特別決議

これまで、我々町村は、国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全等国民生活に極めて大きな役割を果たすとともに、大都市へ、特に東京へ優秀な人材を送り続けるなど、貴重な人材供給源として、国の発展に大きく貢献してきた。

しかしながら、我が国は、現在、急速な少子・高齢化、本格的な人口減少社会が到来し、特に多くの町村においては、町村の基幹産業である農林漁業の低迷や若年人口の減少により地域

経済の活力が奪われるなど、厳しい現状にあり、これ以上の町村の衰退は、いずれ大都市の衰退を招き、ひいては、日本国全体の活力が失われ、崩壊につながるものである。

こうした状況の中、政府は、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目指して、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、現在、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向けた取り組みを精力的に進めているところである。

地方の創生と人口減少の克服は、国と地方が連携・協力して総力を挙げて取り組むべき国家的課題であり、我々町村としても、真正面からこの課題に取り組む覚悟である。

しかしながら、実効性のある個性あふれる地方創生を推進するためには、これまでのような各府省の縦割りではなく、地方の責任の下、自主性・主体性が発揮できる仕組みの構築と十分な支援措置が必要である。

よって、左記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

一、地方創生と人口減少の克服

に関する国の長期ビジョンや総合戦略の策定にあたっては、地方の意見を十分踏まえ、町村にその効果が及ぶよう抜本的な対策を講じること。

また、地方が創意工夫により施策を推進する上で支障となる法令や制度等についても見直しを図ること。

決

議

豪雪地帯町村議会議長全国大会

豪雪地帯の個性と活力ある発展と住民福祉の向上を図るためには、雪害防除等の大雪対策に加え、利雪・親雪対策に国土保全を含めた総合的な豪雪地帯振興対策を確立し、豪雪地帯の活性化を図ることが不可欠である。

記

一、豪雪地帯対策の充実強化
一、冬期における交通網及び通信網の確保

一、雪国の特性を活かした農林

二、地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、地域の実情に応じ、幅広く資金を活用できる包括的な交付金を創設すること。

三、地方創生と人口減少の克服のための歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

業及び産業振興対策の強化
一、学校教育施設・生活環境施設等の整備及び医療・介護・福祉対策の強化
一、定住の促進及び居住環境の向上

一、雪害対策及び消防・防災体制の強化
一、雪資源の積極的な活用及び生活環境改善のための調査研究の総合的な推進
一、豪雪地帯の実状に即した税財政措置の確保

当選議長の紹介

吾妻郡中之条町 樋田 信目

十二月五日 当選

利根郡昭和村 高橋 昇二

十二月十五日 当選

身近な話題を学んで地域に貢献

群馬県町村議会議員研修会開催



「日本の政治の行方」

時事通信社・解説委員
田崎 史郎 氏



「道州制の動向と問題点」

神奈川大学・法学部教授
幸田 雅治 氏

県町村議会議長会は、昨年十月二十九日、吉岡町文化センターで「群馬県町村議会議員研修会」を開催し、県内の町村議会議員および事務局職員等約三百人が参加した。

この研修会は毎年一回、著名な講師による町村や議会にとって身近な話題や緊急な事柄を研



修するもので、今回は、神奈川大学教授の幸田雅治（こうだ・まさはる）氏および時事通信社・解説委員の田崎史郎（たざき・しろう）氏の二人から次の演題で講演いただき、参加者は、ここで学んだ内容を地元での活動に役立てようと熱心に聴講していた。

議会広報研修会を開催

住民に読まれ、
議会活動が伝わる



群馬県町村議会議長会は、昨年十一月二十七日、前橋市・群馬県市町村会館において議会広報研修会を開催した。

この研修会は、年に一度開催しているもので、今回は十八町村、百二人の議会議員および事務局職員が参加した。

講師の編集・出版アドバイザー 芳野政明氏は、住民に開かれた議会となるためには、広報を活用して議会への関心と住民参加を図るべく、住民に読まれる広報づくりが大切と述べ、参加者は、読んでもらうための工夫に富んだ編集方法や訴求力ある見出しの付け方などの具体的な説明を受けた。

また、午後は広報クリニックに応募した榛東村、吉岡町、高山村及びみなかみ町の議会広報紙を教材に実践的な編集技術を学んだ。

大澤知事に今夏の 知事選への立候補を要請

群馬県町村議会議長会は、昨年十月二十日、役員会を開催し、大澤正明群馬県知事が対話と協調を重視し、道州制推進論に対して反対の立場をとられていることから、大澤知事に対し、今夏予定されている知事選挙に立候補するよう要請することを全会一致で決定した。

なお、役員会で決定した要請書については、翌二十一日に田村会長が大澤知事に面談のうえ、直接、手渡した。

群馬県知事選挙への 立候補要請書

大澤知事におかれましては、平素から県政発展のためご尽力されていることを心から感謝申し上げます。

群馬県生まれの大澤知事が群馬県をさらに躍進させるべく、また、県民が夢と希望を持てるよう「対話と協調・現場主義」をモットーに全身全霊を傾けて県政運営に取り組まれていることに敬意を表します。

群馬県町村議会議長会は、道州制推進論に対して反対の立場をとられている大澤知事こそが群馬県民・群馬県政のリーダーとして真に相応しい資質を備えた知事候補と認めるところであることから、大澤知事に来夏予定されている群馬県知事選挙に立候補されますよう、強くこれを要請いたします。



大澤知事（右）に立候補を要請した田村会長

自主・自立を目指し 県とより深い連携を

「群馬県知事・町村議会議長懇談会」を開催

群馬県町村議会議長会は、昨年十一月二十六日、前橋市古市町・アニバーサリーコートラシーネで大澤知事と県下町村議会議長との親睦を深めるための懇談会を開催した。

この懇談会は、自主・自立を目指す町村の発展・振興のためには、県との連携をより一層深める必要があるとの認識から開催しているもので、今回で五回目の開催となる。

懇談会には、大澤知事のほか須藤県議会議長、狩野県議会副議長、茂原副知事および吉川副知事も出席し、親しく語り合い、親睦、交流を深めた。



右から大澤知事、須藤県議会議長、狩野県議会副議長



懇談会風景

明日の議会運営の
発展のために

第60回町村議会実態調査から

全国町村議会議長会では、毎年七月一日現在における全国の町村議会の実態を調査し、平成

二十六年で第六十回を迎えた。ここでは、その調査結果から、

本県町村データで参考になると思われるものを抜き出し掲載した。

一、議員数（総数）

議員定数二九五（前年同）、実数は二九二人

二、議員数男女別）

男女別議員数はグラフのとおり（男性議員は対前年一人減、女性議員は対前年一人増）

三、議員数在職年数）

「別表1」のとおり

四、議員数年齢構成）

「別表2」のとおり

五、常任委員会

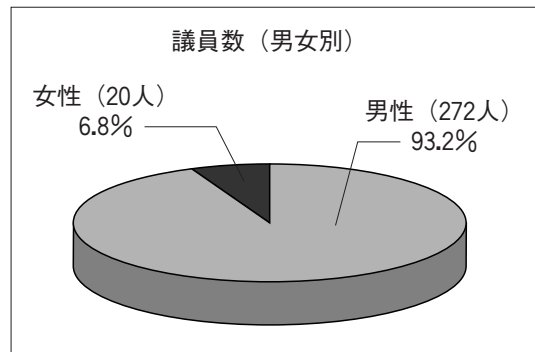
設置数は次のとおり

五委員会 一町（前年同）

三委員会 三町（前年同）

一委員会 一九町村（前年同）

同）



別表 1 議員数（在職年数）

在職年数	議員数	構成比
12 年未満	228 人	78.1%
12 年以上 24 年未満	57 人	19.5%
24 年以上 40 年未満	7 人	2.4%
40 年以上	0 人	0.0%

別表 2 議員数（年齢構成）

年 齢	議員数	構成比
25 歳以上 30 歳未満	0 人	0.0%
30 歳以上 40 歳未満	6 人	2.1%
40 歳以上 50 歳未満	11 人	3.8%
50 歳以上 60 歳未満	53 人	18.2%
60 歳以上 70 歳未満	164 人	56.2%
70 歳以上 80 歳未満	57 人	19.4%
80 歳以上	1 人	0.3%

委員会定数の最高は二二人、

最低は四人

六、議会運営委員会

県内全町村が設置。委員定数の平均は五・七人

七、議会事務局

県内全町村が設置

専任職員は事務局長二〇人（前年同）、職員二二人（対前年

一人増）、一議会あたりの専任職員数は一・八人（前年同）。

兼任職員を含めても二・五人（対前年〇・二人増）

一議員あたりの職員数は〇・一九人（対前年〇・〇一人増）

八、議会広報活動

議会広報は県内全町村が発行

うち二二町村が議会単独発行

九、本会議

一町村あたりの開催状況は次

のとおり

（一）定例会

年四回開催が二二町村、年

六回開催が一町で、一定例会

あたりの会期日数は一一・六

日、うち、本会議日数は二・

八日、傍聴者数は一八人

（二）臨時会

開催回数は一町村平均年

二・二回、一臨時会あたりの

会期日数は二・二日、うち、

本会議日数は一・一日、傍聴

者数は一・七人

十、議員報酬、費用弁償

（一）議員報酬

「別表3」のとおり。

県内町村平均の対前年比較

では全役職で前年を上回っ

た。

（二）費用弁償

本会議、委員会へ出席した

際の費用弁償は、県内全町村

が支給していない。

十一、議会基本条例

五町村（東吾妻町、昭和村、

板倉町、千代田町、大泉町）が

別表 3 議員報酬

単位：円

区 分		議 長	副議長	議 員	常任委員長	議運委員長
H26.7.1	本県平均	277,397	217,890	197,965	206,171	205,910
H25.7.1	本県平均	271,169	213,029	192,498	201,448	201,198
対前年比（%）		102.3%	102.3%	102.8%	102.3%	102.3%

本会議、委員会へ出席した

際の費用弁償は、県内全町村

が支給していない。

十一、議会基本条例

五町村（東吾妻町、昭和村、

板倉町、千代田町、大泉町）が

制定（対前年二町増）

藻谷浩介氏は、里山で暮らす人々が、都会の人よりはるかに豊かな生活を送っていることを各地で実感し、里山に住む人々が生きていくのに必要な大切な資源を生かしていることを「里山資本主義」と表現した。今、お金では換算できない里山の価値が見直されている。

今回ご紹介する本は、和田芳治著「里山を食いものにしよう 原価0円の暮らし」（株）

おすすめの冊



里山を食いものにしよう

和田芳治著
阪急コミュニケーションズ

阪急コミュニケーションズ)。著者の和田芳治氏は、藻谷氏の本の中にも登場する里山資本主義を実践されている方で、本のタイトルにもあるように、里山を食いものにして人である。「食いものにする」というと悪いイメージが浮かぶが、実際、自宅で営んでいる「〇食処和み亭（わしよくどころなごみてい）」（料理担当は奥様で、和田さんはもっぱらしゃべりすぎ

のサービス係担当とのこと）では、いわゆる地のものを使っている里山にあるものを食いものにもしており、また、木を燃料とするエコストーブでご飯を炊くなど、おいに里山を活用し、「里山を食いもの」にしている。役場の職員から教育長も務められた和田さんは、地元を元気にし、盛り上げようと今も奮闘されている。大変なご苦労をされてきたと思うが、根底にある

「人を変えることはそう簡単ではありませんが、私を変える

ことは私にはできます。そして、人を変える近道は、『私が変わる。私が変わる』それが『抜命』です」と述べている（『抜命』は和田さんの造語）。自ら率先して、体当たりでぶつかって行くことで活路を見出しているバイタリアン溢れる人だ。

将来の人口減少がクローズアップされている中、町村部から都市部へさらに人の移動が加速すると、里山の集落の存続にも大きな影響を及ぼすことになる。

（M）

これからの主な行事予定

群馬県町村会関係	日程	会場
正副会長会議	1月14日(火)	群馬県市町村会館 町村会役員室
理事会	1月19日(月)	群馬県市町村会館 町村会役員室
定期総会	2月10日(火)	群馬県市町村会館 大会議室
群馬県市町村総合事務組合 定例会	2月16日(月)	群馬県市町村会館 特別会議室
会計管理者研修会	2月25日(水)	群馬県市町村会館 501研修室

群馬県町村議会議長会関係	日程	会場
正副会長会議	1月8日(木)	群馬県市町村会館
理事会	1月13日(火)	群馬県市町村会館
定期総会	2月18日(水)	群馬県市町村会館

平成27年 町村長・町村議会議員 任期満了日一覧

町 村 長			
町 村 名	月 日	町 村 名	月 日
吉 岡 町	4月26日	婦 恋 村	4月30日
神 流 町		榛 東 村	5月17日
川 場 村		邑 楽 町	12月18日

町村議会議員			
町 村 名	月 日	町 村 名	月 日
甘 楽 町	4月26日	婦 恋 村	4月30日
吉 岡 町	4月29日	高 山 村	
上 野 村		板 倉 町	5月12日
長野原町		東吾妻町	
草 津 町		邑 楽 町	5月20日
片 品 村		中之条町	5月21日
川 場 村		明 和 町	8月8日
		下仁田町	9月9日
		南 牧 村	9月30日